

平成21年度 九州農政局主要業務実績

1	食料の安定供給の確保	頁
(1)	食と農による連携強化と国民理解の推進	1
(2)	自給率向上の取組・情報受発信	2
(3)	食育の推進	2
(4)	食の安全と消費者の信頼確保	3
(5)	地産地消	7
(6)	国産農産物消費拡大	7
2	農業の持続的な発展	
※	戸別所得補償制度	9
(1)	担い手の育成・経営安定対策	9
(2)	米政策改革	11
(3)	作物対策	12
(4)	畜産対策	13
(5)	農業農村整備	14
(6)	農地利用の促進	21
(7)	耕作放棄地対策	22
(8)	農林水産物・食品の輸出促進	24
3	環境対策と農村資源の保全向上	
(1)	バイオマス	24
(2)	リサイクル	25
(3)	農地・水・環境保全	25
(4)	環境保全型農業	27
4	農山漁村の活性化	
(1)	農山漁村活性化の推進	27
(2)	都市と農山漁村の共生・対流	28
(3)	農商工連携	28
(4)	鳥獣害防止	29
(5)	中山間地域活性化	29
5	施策実施のための統計調査	30
6	その他	32

平成21年度 九州農政局主要業務実績

区 分	目 標	取 組 内 容		実 績	担当課															
		取 組 内 容	達成目標・年間スケジュール																	
1 食料の安定供給の確保 (1)食と農による連携強化と国民理解の推進	○食料安保・自給率向上に向けた局内の各取組を局一体的に推進する。	○食料安保・自給率向上本部において、局内の取組・活動が一体となるよう調整・推進	毎月 食料安保・自給率向上本部の開催	○食料安保・自給率向上本部については毎月開催 ○主要施策の職員周知については、21年度当初予算及び補正予算に係る事業・担当係等連絡先を整理し、7月に職員に周知	企画調整室															
		○局の全職員が、自らの担当する業務だけでなく主要な食料・農業施策について、施策情報を共有の上、業務を推進	四半期毎 主要施策についての局職員への周知(時宜に応じた施策情報)	○基本計画の見直しやフード・アクション・ニッポン等について局内イントラでの情報共有により主要政策を周知(随時)(他に、農地法改正や戸別所得補償制度に係る局内説明会の開催(いずれも担当部課主催)等により主要政策の周知が行われた。)																
	○食と農を核とした多様なネットワーク等の連携の促進を図る。	○多様な連携の契機となるよう、ネットワーク等の交流の場を設置	年2回：9、2月 「九州・食農行動人・融合会議」の開催 (20年度1回開催) 年3回：6、10、1月 地域・テーマを絞った「食農行動人・融合会議」の開催	○「九州・食農行動人・融合会議」については、「ふくおかマルシェ」の開催と合わせ、9月25日に福岡市で開催 ○「九州食農アクティビスト意見交換会」を3月17日に八代市で開催 ○九州各県で、「九州農業を支える新しい力」をテーマに意見交換会を開催(12月～2月、計7回) ○リストについては、局内データとして整理。なお、9月に開催した「九州・食農行動人・融合会議」参加者のうち11人については、「食農アクティビスト情報」として活動内容を整理し、パネルにより、同会議で掲示・紹介																
		○食と農の分野で活躍している人「食農行動人(食農アクティビスト)」に関する情報の収集と発信	年度内：リストの作成																	
	○九州食料・農業・農村情勢報告を通じて九州農政局の施策の取組、実態等を国民各層への周知・理解を図る。 〔数値目標〕公表記事掲載主要社数・記事数	○白書の作成と公表	5月 白書(案)意見聴取 6月 公表 3月 白書の構成(案)意見聴取	5月22日 地域農政問題検討会において意見を聴取 6月30日 公表 掲載新聞社数 12社 掲載記事数 32 8月 次年度特集編テーマ検討開始 10月 次年度特集編テーマ案決定 12月 次年度トピックス編、動向編について執筆開始 3月15日 地域農政問題検討会において意見を聴取																
		○行政相談等外部からの問い合わせや情報提供に関する適切な対応・処理体制の確立(業務対応の手引き作成等を含む)	4月 対応マニュアル作成 6月 業務対応の手引き作成(現行手引きの利用状況をフォローアップし、作成)	○11月、対応マニュアルを策定し、マニュアルに沿って問い合わせに的確に対応 ○業務対応の手引きについては、農政事務所の意見を聴取し、7月に更新																
		○業務計画の作成(行動計画の編集・公表を含む)と外部の意見等を聴取・反映する仕組みの確立	4月 21年度行動計画の策定・公表 5月 21年度行動計画の意見聴取 7月 20年度行動計画の評価(案)の意見聴取 8月 20年度行動計画の評価公表 10月 業務計画中間とりまとめ、業務計画の見直し 3月 22年度行動計画(案)意見聴取	4月28日 21年度行動計画の策定・公表 5月22日 21年度行動計画の意見聴取 7月23日 20年度行動計画の評価(案)の意見聴取 8月7日 20年度行動計画の評価公表 10月13日 業務計画の中間取りまとめ及び見直し 1月14日 21年度業務計画の実績把握及び22年度業務計画の作成指示 3月15日 農政局業務運営に関する意見交換																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度 目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新聞社数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>記事数</td> <td>45</td> <td>29</td> <td>52</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p>(特集編の取組) 【17年度】 離島等の条件不利地域における農業を核とした地域振興 【18年度】 九州の温暖な農山漁村でのスローライフの実践 【19年度】 厳しい情勢下にある「畜産王国九州」の取組</p>		18年度	19年度	20年度	21年度 目 標	新聞社数	12	12	12	12	記事数	45	29	52	42				
	18年度	19年度	20年度	21年度 目 標																
新聞社数	12	12	12	12																
記事数	45	29	52	42																

		○政策提案に対する適切な対応	随時 提案を関係部へ速やかに連絡し、必要に応じ意見交換の場を設ける。	○政策提案実施状況 6月 1件 7月 8件 8月 1件 10月 1件 11月 3件	○提案書の提出のみ 5月 1件 6月 3件 7月 4件 11月 1件 2月 1件	
(2) 自給率向上の取組・情報発信	○農政の重要課題をテーマに現地事例情報を収集し、関係部局等へ情報提供及び公表を行う。	○大臣官房情報評価課の計画に基づき実施。21年度は地域活性化、IT活用、食料自給率向上等、農政改革を推進する重要課題に即したものを中心に年間3テーマ実施	○現地事例は、本省公表に合わせて局HPへ掲載 年度末まで 現地事例集九州版、熊本版を作成	○食料自給率向上事例収集（33件本省報告、局HPに10月掲載） ○農林水産分野におけるIT活用事例収集（3回実施 48件本省報告、局HPに9月掲載） ○食品リサイクル取組事例収集（6件本省報告、局HPに10月掲載） ○現地事例集 九州版、熊本版を3月に発行	総務部 情報推進課	
	○アグリ・インフォ九州、担い手育成・経営対策等推進九州の読者拡大 〔数値目標〕 アグリ・インフォ九州購読者数 6,000 (参考) 現状：アグリ・インフォ九州(5,750)(H21.3月時点)	○機会ある毎に局メールマガジンの読者拡大に向け働きかけを実施 また、局HPでメルマガ読者を対象にアンケートを行い、メルマガの内容充実を図る。	○メルマガ拡大行動月間を設定 ○メルマガ読者へのアンケート調査を実施	○メルマガ読者アンケートに基づく、メルマガのリニューアルを行ったことから、読者拡大行動月間の具体的設定は行わなかった。 ○メルマガ読者へのアンケート調査を8月に実施。約100件の回答があり、読者からの意見を踏まえ、12月から項目の見直しを行った。また、テキスト版と併せてhtml版(カラー)の同時配信を開始		
	○モニター等への個別対面による意見等収集と情報の提供は、年4回を基本に行う。 ○モニター等交流会は、各農政事務所単位に年1回以上開催する。	○個別対面による意見等の収集及び情報の提供 ○各県農政事務所単位にモニター等交流会を実施する。 ○交流会では、重要政策等を中心とした意見等の収集と情報提供を行う。	○各統計・情報センター年間4回を基本とする。	○個別対面による意見等の収集を実施(4回)		
			○各県農政事務所単位に年間1回以上開催する。 1回の開催は消費安全部と連携を図り、現地視察を含めて実施する。 5月までに開催計画を立てる。	○モニター等交流会の開催計画を5月に策定 ○モニター等交流会を各農政事務所次のおり開催。 局 1回(10/22) 福岡 1回(10/7) 佐賀 2回(11/14, 1/22) 長崎 1回(10/29) 大分 2回(9/30, 2/2) 宮崎 1回(10/28) 鹿児島 1回(9/16)		
(3) 食育の推進	○日本型食生活の普及と栄養バランスの改善に向け、「食事バランスガイド」の普及・活用を推進する。 〔数値目標〕 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合(参考度) 23% (21年度につぼん食育推進委託事業における「食事バランスガイド」の認知度・参考度等の把握のための調査・分析から評価を得る。) (参考) 平成19年度実績 8.4%	○食料品小売店等でのキャンペーンや、企業、大学等の食堂等におけるキャンペーンに取り組む。 ○地域における食育推進のリーダーを対象に、「食事バランスガイド」活用セミナーを開催し、活用の促進に取り組む。	随時 食料品小売店等でのキャンペーン 随時 企業、大学等の食堂等におけるキャンペーン 随時 食事バランスガイド活用セミナーの開催 通年 地域において取り組まれる食事バランスガイドの普及・活用を支援 6月 食育月間	○食料品小売店等でのキャンペーン 31回実施 ○企業、大学等の食堂等におけるキャンペーン 16回実施 ○食事バランスガイド活用セミナー 11回 ○地域において取り組まれる食事バランスガイドの普及・活用の取組において、ブース出展、ピラ配りなどのPR活動による支援 149回実施 ○6月の食育月間では、関係機関等と連携しながら九州農政局として22ヶ所で取組を実施 ・一般消費者を対象に、チラシ配付、食生活診断、パネル展示などを16ヶ所で実施 ・消費者団体等を対象に、説明会、意見交換会などを3ヶ所で実施 ・大学生を対象に、説明会、食生活診断、パネル展示などを3ヶ所で実施 ○その他、関係団体等と連携し、出前講座や「食事バランスガイド」以外をテーマにしたブース出展など食育の推進に係る取組 94回実施 ○数値目標に関する結果 平成21年度「食事バランスガイド」の認知度・参考度等の把握のための調査については、平成22年度2月に実施されるため、現時点での結果なし。 (参考) 平成20年度「食事バランスガイド」認知・参考度 調査結果20.5%(地方圏)	消費・安全部 消費生活課	
	○自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とした「教育ファーム」の取組を推進する。	○市町村の農政振興部局や教育委員会へ、教育ファームの狙いや意義等の説明を行い、関係者の理解を高め、取組の有効性をPRすると共に、地域	通年 市町村等関係者への教育ファームの説明 通年 教育ファーム推進計画の策定に向けた市町村等への働きかけ	○県・市町村・JA・教育関係者等への教育ファームの説明及び推進計画策定に向けた働きかけを411回実施(市町村数 191市町村) ○教育ファーム推進モデル事業協力団体19団体へPR活動への協力など支援を実施		

	<p>〔数値目標〕 市町村等の関係者によって計画が作成され、様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合 30% (農林水産省の21年度教育ファーム実態調査から評価を得る。) (参考) 平成20年度実績 14.5%</p>	<p>における教育ファームの取組を支援する。 ○市町村食育推進計画策定予定の市町村へ、「教育ファームの推進計画」の策定に向け働きかけを行う。</p>	<p>通年 地域において取り組まれる教育ファームの支援</p>	<p>○教育ファームの推進を図るため、「九州地域教育ファーム推進協議会」を設置(平成22年3月3日) ○数値目標に関する結果 平成21年度教育ファーム実態調査結果 教育ファーム推進計画策定市町村数 23.9%</p>		
<p>(4)食の安全と消費者の信頼確保 ①消費者の信頼確保</p>	<p>○消費者と事業者、生産者、行政等との信頼関係の構築 〔数値目標〕 消費者団体との意見交換会 年間14回以上 顔の見える関係づくり 年間14回以上 (参考)平成20年度実績 消費者団体との意見交換会 年間17回 顔の見える関係づくり 年間21回</p>	<p>○農林水産省の食の安全・安心に対する取組や農政の新たな動きについて説明を行うとともに、消費者団体等から食品安全政策や農政全般についての声を聞き、施策に反映する。 ○消費者、生産者、事業者及び行政等との「顔の見える関係作り」と食料自給率向上や健康的で豊かな食生活の実現に資するために、相互間での情報共有や体験学習、意見交換を行う。</p>	<p>○「消費者団体等との意見交換会」開催 年2回(上半期、下半期)×7県=14回 ○「消費者と生産者や事業者等との顔の見える関係作り」意見交換会」開催 年2回(上半期、下半期)×7県=14回</p>	<p>30回実施済 24回実施済</p>		
	<p>○食品に由来する危害が発生した場合、迅速かつ適切な対応を行うための体制強化 〔数値目標〕 関係機関への情報伝達等訓練の実施 年1回 (参考) 平成20年度実績 1回</p>	<p>○食品に由来する危害の発生を想定し、管内各農政事務所等を対象に、関係機関への情報伝達及び店舗への巡回点検計画作成等の訓練を実施</p>	<p>7月 情報伝達訓練の実施 年1回</p>	<p>9月15日 福岡農政事務所 9月17日 佐賀農政事務所 10月6日 長崎農政事務所 10月7日 熊本県内地域課 10月9日 大分農政事務所 10月14日 宮崎農政事務所 10月15日 鹿児島農政事務所</p>	<p>〔参考：事務所等独自実施分〕 2月15日佐賀農政事務所 11月8日長崎農政事務所 3月8日熊本地域第二課 12月7日大分農政事務所</p>	
	<p>○「消費者の部屋」の運営をより外部にアピールする。 〔数値目標〕 移動消費者の部屋 年間90回 (参考) 平成20年度実績 89回</p>	<p>○農林水産行政や食生活などについての情報提供及び情報収集</p>	<p>随時 特別展示の実施 通年 「移動消費者の部屋」の開設</p>	<p>特別展示 11回実施済 移動消費者の部屋 106回実施済</p>		
	<p>○食品表示の適正化を推進するため、食品事業者・団体、消費者等に対する普及啓発や講師派遣等を実施 〔計画数〕 年間約300回(前年同程度) 〔参考〕 平成20年度：327回</p>	<p>○日常的に食品事業者・団体、消費者等への食品表示に関する普及啓発、講師の派遣</p>	<p>通年 食品表示に関する普及啓発、講師の派遣</p>	<p>食品事業者・団体、消費者等に対する普及啓発や講師派遣等を年間を通して実施した (21年度：348回実施)</p>	消費・安全部表示・規格課	
<p>○食品表示の適正化を推進するため、食品表示一般調査年間計画に基づく調査の実施 〔計画数〕 年間約5千店舗(前年同程度) 〔参考〕 平成20年度：5,780回</p>	<p>○日常的に小売店舗を巡回し、生鮮食品を中心とした表示状況調査を実施</p>	<p>通年 表示状況調査を実施</p>	<p>食品表示一般調査年間計画に基づき調査を実施した</p>			
<p>○食品表示110番の適切な対応の実施 〔目標〕受付後すみやかな情報回付、局主催研修会等を3回程度実施</p>	<p>○食品表示110番情報に対するすみやかな情報回付と調査等を実施</p>	<p>○食品表示110番の適切な対応 ○職員の資質向上のための局主催研修研修会等を3回程度12月までに実施</p>	<p>○食品表示110番受付情報に対し、マニュアルに基づき対応した(21年度受付件数：3,214件) 8月 管内農政事務所表示・規格指導官研修を実施 10月 食品表示関係法令研修(熊本県食品表示監視協議会主催)を実施 12月 食品表示担当者研修(情報提供者等に対する応対研修)を実施</p>			

	○食品表示に係る各機関との連携の実施 〔目標〕九州地域食品表示監視連絡会、各県食品表示監視協議会を開催	○九州地域食品表示監視連絡会、管内各県食品表示監視協議会の開催し、連携を図る。	4～5月 九州地域食品表示監視連絡会、各県食品表示監視協議会を開催	4月 福岡、長崎、熊本、宮崎食品表示監視協議会を開催 5月 佐賀、大分、鹿児島食品表示監視協議会、九州地域食品表示監視連絡会を開催	
③有害物質等(カドミウム)に係るリスク管理	○モニタリング調査(産地における米穀のカドミウム含有状況を把握するとともに、水管理等のカドミウム吸収抑制対策の効果を確認する。) 【数値目標】平成21年:調査米穀サンプル数5点程度 ○サーベイランス調査(国産農産物のカドミウム含有実態を把握するとともに、国際基準及び国内基準の検討に資するための基礎資料とする。) 【数値目標】米穀:115点程度、畑作物:600点程度	○国内産農産物のカドミウム含有実態の調査を実施	6月 自治体、農業者団体及び農業者へ調査協力を要請 6月初旬 分析機関との契約事務開始～契約後進行管理 9月初旬～ 試料採取 9月中旬以降 結果判明毎に協力者等へ通知 12月中旬 全国調査結果公表(モニタリング) 3月以降 全国調査結果取りまとめ(サーベイランス)	○九州各県の県担当者、農業者団体等への調査説明、協力依頼を実施した ○カドミウム分析機関選定については、精度管理等の証明書審査が終了し、9月24日に契約完了 ○モニタリング調査として米穀6点の試料採取を終了し、協力者へ調査結果を通知済み ○サーベイランス調査として米穀115点の試料採取を終了。なお、畑作物(18品目)582点については、試料採取を終了 ○国内産米穀のカドミウム含有状況の調査結果について、22年1月15日、本省において全国版として公表 ○取りまとめ及び公表については、検討中	消費・安全部 安全管理課
④農畜水産物に係る安全対策	○生産資材等(農薬、飼料、動物医薬品及び水産用医薬品)の使用実態を把握し、農林水産省のリスク管理施策の基礎資料に資する。 〔計画数〕 平成21年度:農産物527戸(農家数) 畜産物717戸(農家数) 水産物257戸(経営体数) 〔参考〕 平成20年度:農産物557戸(農家数) 畜産物722戸(農家数) 水産物297戸(経営体数)	○農畜水産物の生産資材等の使用実態を把握するため調査を実施	4月下旬 自治体、農業者団体及び農業者へ調査協力要請を実施 5月中旬～3月末頃まで調査を随時実施 ①各農政事務所から各使用実態の状況確認及び報告 ②確認内容を関係者へ通知	○農産物については、4月下旬に自治体、農業者団体及び農業者へ調査協力要請を実施。5月中旬から調査を実施 ○農産物527戸(農家数)について、3月末までに使用実態調査を終了 ○畜産物の調査については、8月下旬に自治体、農業者団体及び農業者へ調査協力要請を実施。9月から調査を実施 ○畜産物717戸(農家数)について、3月末までに使用実態調査を終了 ○水産物については、4月下旬に自治体、漁協及び漁業者へ調査協力要請を実施。5月中旬から調査を実施 ○水産物251戸(経営体数)について、3月末までに使用実態調査を終了6戸(経営対数)については、赤潮被害等のため調査不可能となった。	
⑤牛トレーサビリティ法(生産・流通)に係る監視指導	○BSEのまん延防止及び消費者の信頼確保を目的として、生産・流通段階における牛トレーサビリティ法の円滑な実施を監視・指導 〔数値目標〕 平成21年度:12,000程度 (前年度より、より充実した調査内容とするため) 〔参考〕 平成20年度:15,295	○生産段階、流通段階での立入検査による監視指導 ○消費者、生産者、行政機関、各種関係団体に対する牛トレーサビリティ制度の周知及び法令遵守(コンプライアンス)についての説明会等の実施	○年間を通じ生産農家及び販売業者等に耳標装着、識別番号表示について調査を実施 5月～2月(生産・流通各1回以上)	○生産段階、流通段階での立入検査による監視・指導 ・調査実施数 生産段階:9,541戸 流通段階:3,864店舗 ○消費者、生産者、行政機関、各種関係団体に対する牛トレーサビリティ制度の周知及び法令遵守〔コンプライアンス〕についての説明会等の実施 ・生産段階 45回 ・流通段階 31回	

⑥米トレーサビリティ法の周知及び職員研修	○九州管内の関係団体等名簿を整理するとともに、各団体等に対し米トレーサビリティ制度の周知を図るため、会議の開催・出席、広報活動、個別企業へのパンフの配布等を行い、円滑な実施に向け普及・啓発に努める。	○管内対象事業者名簿の整備	本省段階で説明を行った関係中央団体等（約130団体）に基づき、県内団体等を把握し、名簿を整備する。	12月以降、熊本県内団体等の名簿を作成（63団体）。管内農政事務所においても、各県団体名簿等の作成を指示。	食糧部 計画課
		○対象事業者等に対する制度周知	制度説明会の開催、地方自治体・関係団体の広報誌への掲載、各種会議への出席・説明、個別企業へのパンフ等の配布を行う。	12月4日 九州ブロック説明会（地方行政担当者等対象） 2月16日 熊本県内関係団体等説明会を実施（45名参加） 2月17日 熊本県内関係団体等説明会を実施（35名参加） 2月22日 福岡県内関係団体等説明会を実施（38名参加） 3月8日 J A熊本経済連米トレサ説明会出席（140名参加） 3月11日 鹿児島県内関係団体等説明会を実施（19名参加） 3月16日 福岡地域一課管内事業者説明会を実施（25名参加） 3月18日 福岡地域二課管内事業者説明会を実施（44名参加） 3月18日 宮崎県内関係団体等説明会を実施（80名参加） 3月24日 佐賀県内関係団体等説明会を実施（51名参加） 4月以降管内各県で随時開催予定	
	○法施行に向け円滑な流通監視業務を実施するため、職員研修を行う。	○職員の実務研修の実施	法律、政省令等により、制度理解のための職員研修を実施する。	12月以降、管内各県で職員研修を実施（3月末現在）福岡7回、佐賀2回、長崎8回、熊本5回、大分6回、宮崎10回、鹿児島6回の九州管内合計44回を実施済み。 4月以降も継続して開催予定	
⑦政府米の需給操作	○九州管内の買受実需者等に対し、安全な政府米を安定的に供給する。	○新しいカビ毒チェック体制の下で、政府米の入札・販売に支障を来さないように的確な需給操作に努める。	○販売前におけるカビ及びカビ毒のチェック業務の実施を前提として九州管内の需給操作のため、需要・在庫等を的確に把握し、年間を通して政府米を安定的に供給できる体制を確立する。	○九州管内において、需要・在庫等を的確に把握し、買受実需者等に安全な政府米を安定的に供給 ○九州管内に在庫する砕精米を不足する他ブロックへ供給するため、解袋から搬出までの計画を立て、安定的に供給	
⑧政府所有米穀の流通に関する検査マニュアルに基づく検査の実施	○消費者の信頼確保に資するため、政府所有米穀の流通に関する検査マニュアルに従い、九州農政局管内における米穀加工事業者等に対して、年度当初に策定する年間計画及び疑義情報に基づき、検査を実施する。 (平成21年2月10日現在の米穀加工事業者等数：買受申込資格者147、中継基地等39)	○年間計画に基づき、農林水産省職員が、米穀加工事業者等に対して、抜き打ちで立入検査を行う。	○年間を通して、186（買受申込資格者147、中継基地等39：政府所有米穀の販売状況により変更有り）の米穀加工事業者等に対し、立入検査を行う。	○135の米穀加工事業者等に対し、延べ176日間の立入検査を実施（平成22年3月末日現在）	食糧部 計画課 米麦流通監視チーム
		○疑義情報に基づき、農林水産省職員が、米穀加工事業者等に対して、抜き打ちで立入検査を行う。	随時 すべての疑義情報について、立入検査を行う。	○疑義情報に基づき、16事業者（うち任意調査5）に対し、延べ29日間の立入検査を実施（平成22年3月末日現在）	
		○年間計画に基づき、農林水産省職員が、米穀加工事業者の加工作業等に際し、抜き打ちで立会を行う。 なお、重点立会項目については、全工程、全期間の立会を行う。	○年間を通して、約1,800回（業者の作業状況により変更有り）の立会を行う。	○4,318回の立会を実施（平成22年3月末日現在）	
⑨政府所有米麦の保管管理	○政府所有米麦の保管管理の指導及び政府所有米麦の販売については、国民の健康の保護が最重要であるという認識の下、国民の健康に悪影響のない米麦の	○政府所有米麦の寄託保管業者への自主保管マニュアルに基づく、適正な保管管理の徹底	5月 熊本県食糧保管協会総会 2月 熊本県食糧保管協会理	○食糧保管協会総会・理事会において説明を行い、適正な保管管理の徹底を行うよう指導（6月熊本、鹿児島、7月福岡、2月熊本） ○倉庫業者説明会を開催し、自主保管マニュアルの徹底、必要な場合は改正して	食糧部 消費流通課

及び政府 所有米麦 の販売	みを市場に流通させる。	を行う。	事会 等において説明を行うこと により適正な保管管理の徹底 を行う。	対応するよう指導し、意見交換を実施（4月～2月管内農政事務所において延べ15回実施） ○2月3日、政府米の販売等業務の民間委託についてブロック会議を開催、その後、局・各事務所において各県内の関係団体・業者等への説明会を実施 （福岡：2/3・3/4、佐賀：2/25、長崎：2/25、熊本：2/25・26、大分：2/24、 宮崎：3/3、鹿児島：2/18・22・23・24・26）
		○輸入米について、食品衛生法 上問題ないものを販売するた め、カビの発生及びカビ毒の チェックを行う。	○年間を通して、政府米販売 計画に基づき、販売前に解 袋立会をしカビの有無を目 視確認するとともにカビ毒 の検査を行う。 ○民間監視員によるカビチェ ックへの円滑な移行と適正 な指導	○4月～ 倉庫に出向き、カビ確認チェックの指導を実施 ○民間監視員育成研修の実施（5月27・28日宮崎、6月1・2日、17・18日鹿児島、 6月11・12日、9月10・11日福岡、6月17・18日熊本、6月22・23日佐賀、6 月24・25日長崎、7月22・23日大分、9月10・11日福岡、10月29・30日鹿児島、 2月16・17日福岡） ○倉庫業者説明会を開催し、民間監視員によるカビチェックの際の異物混入防 止、安全対策等の徹底について指導（4月～1月管内農政事務所において延べ18 回実施） ○2月、局・各事務所（宮崎は21年6月実施）において、食品衛生法に基づく食 品の管理について食品衛生専門家による職員研修を行い、食の安全に対する意 識改革の再徹底を実施
⑩登録検 査機関へ の指導監 督	○民間検査の適正な実施の確保を図るため、登録検査 機関に対する指導監督及び検査技術の維持・向上に 努める。 (参考) 平成20年12月末の登録検査機関数 205	○登録検査機関に対する指導監 督及び検査標準品の審査会・ 査定会、技能確認会、品質程 度統一会、検査場所での巡回 点検等を実施し、検査技術の 維持・向上を図る。	4月 検査標準品決定審査会 ・査定会	4月 九州地区検査標準品決定審査会・査定会により、適正な検査実施のための 目安となる検査標準品を決定 ○10月、12月、でん粉及び精米の主産地査定会を実施。（でん粉10月16日鹿児島、 精米12月3日長崎）
			5月 農産物検査員技能確認 会	4月～9月 農産物検査員技能確認会により、農産物検査員の検査技術の維持・向上を 図った。
			1月まで 品質程度統一会、指導 者育成研修	6月 九州地区麦類品質程度統一会により、管内農政事務所登録検査機関指導者 の検査技術の程度統一を図った。 7月 登録検査機関指導者実務研修（地方研修）を実施し、管内農政事務所の登 録検査機関指導者に対し、登録検査機関に対する指導監督及び検査技術の 維持・向上のための研修を実施 10月 21年産米品質程度統一会を実施、管内農政事務所登録検査機関指導者の 検査技術の程度統一を図った。 1月 21年産大豆品質程度統一会を実施、管内農政事務所登録検査機関指導者 の検査技術の程度統一を図った。 4月～3月 農産物検査員の鑑定技術の維持・向上のための鑑定研修会を年6回以上 実施
			検査時期 品位検査場所での巡回 点検	6月～2月 米・麦・大豆の品位検査場所において巡回点検を実施し、農産物検査員の 検査技術の維持・向上及び不適正な農産物検査の防止を図った。

			3月まで 登録検査機関に対する 監査等	4月～9月 民間農産物検査協議会総会等の各種会議及び研修会に出席し、適正な農産物検査について説明 3月 農産物検査指導関係会議を開催し、登録検査機関に対する監査等の徹底を図った。 7月～2月 不適正な検査が確認された登録検査機関の再発防止に向けた指導及び改善に対する履行確認。	
(5) 地産地消	○地産地消推進計画の策定推進や地産地消モデルタウンづくり等により管内地産地消活動の推進を図る。 〔数値目標〕 「地産地消推進計画」の策定数 140件 平成20年度末の延べ計画策定数は130件（市町村参画率76%以上）、21年度は新規策定10件を目標に推進する。 〔数値目標〕 地産地消モデルタウン事業の実施地区数 7地区 各県1地区を目途に設定。20年度に、佐賀、長崎、熊本の3地区実施	○「地産地消推進計画」の策定推進と併せ地域の関係者（農業、給食、商工、観光等）が丸となって取り組む「地産地消モデルタウン」づくりを推進 ○「強い農業づくり交付金」や「地産地消モデルタウン事業」（直接採択事業）及び「地産地消・産直緊急推進事業」（補正予算）により、直売施設、加工処理施設、地域食材供給施設等の整備や高度化（POSシステムの導入等による機能強化）を支援 ○学校給食地場農畜産物利用拡大事業（補正予算）において、学校給食用の農畜産物の生産拡大、供給体制の構築を支援	○管内担当学会議、講演会等の普及啓発活動等を通じて周年的に推進 6月 管内担当学会議	6月16日 九州ブロック地産地消担当学会議で普及啓発 7月23日 八代市学校給食関係職員研修会で普及啓発 8月9日 前原市の地産地消シンポジウムで普及啓発等 10月7日 唐津市議会議員の勉強会で普及啓発 10月9日 九州電力主催の学校給食関係者セミナーで普及啓発	生産経営流通部 農産課
		○「全国地産地消優良表彰事業」や「地産地消の仕事人」の取組等に対し、積極的に対応するとともに、受賞地区の代表者や選定された仕事人を地域のキーパーソンとして活用し地産地消の推進に資する。	4～3月 交付金及び直接採択事業の推進と円滑な執行事務：適宜対応 ・21年度交付金の施設整備には2地区が応募 ・21年度の地産地消モデルタウン事業には4地区が応募	○交付金による施設整備については、1地区（熊本県）で実施 ○地産地消モデルタウン事業については、推進事業4地区、整備事業1地区（唐津市）で実施 ○直売所機能強化事業については、13地区で実施 ○学校給食地場農畜産物利用拡大事業については、6県に実施主体（基金管理団体）を設置 また現地説明会を開催（8/11（福岡県学校給食会）、8/18・8/24・12/15（佐賀県唐津市・多久市）、11/17・12/22（熊本県、熊本市）、11/30（鹿児島県学校給食会））	
			7月 仕事人の選定。 各県から1名以上の推薦を確保し、本省（審査会）へ推薦 9月 地産地消給食メニューコンテスト 10月 優良活動表彰 表彰事業の推薦。 21年9月までに各県から1団体以上の推薦を確保。 10月に管内審査会を開き本省へ推薦	○地産地消の仕事人候補として管内から12人を推薦し全員が選定 ○地産地消給食メニューコンテストでは、大分県の「安らぎ交差点」が農林水産大臣賞を受賞 ○地産地消優良表彰事業において「由布院物産協会（大分県）」が生産局長賞を受賞	
(6) 国産農産物消費拡大	○九州米粉食品普及推進協議会等と連携し、米粉食品の普及促進に努める。	○九州米粉食品普及推進協議会及び関係機関等と連携し、米粉を利用した食品の普及促進	5月～九州米粉食品普及推進協議会各県部会総会開催	○九州米粉食品普及推進協議会各部会に出席 5月27日 熊本部会総会 6月26日 大分部会総会	食糧部 消費流通課

	<p>活動に取り組む。</p> <p>○米粉用米穀についても自給力向上戦略作物として生産拡大を図るため、農産課・計画課等と連携して推進に取り組む。</p>	<p>11月 九州米粉食品普及推進協議会総会開催</p>	<p>7月15日 鹿児島部会総会 8月27日 宮崎部会総会 11月20日 九州米粉食品普及推進協議会総会</p> <p>5月20日～22日 西日本食品産業創造展2009に参加し、米粉に関するセミナーを実施 11月20日 九州米粉シンポジウムに後援、協力 2月13日 KKT米粉はうまいフォーラムのシンポジウムにパネリスト出席</p> <p>○新規需要米の生産拡大に向けて県等と意見交換 5月20日 長崎県における生産拡大推進運動にかかる意見交換会 8月25日 熊本県における新規需要米生産拡大に関する地域連絡会議（熊本県経済連） ○めざましごはんキャンペーン推進活動（消費生活課と連携）と併せて米粉食品の普及促進 6月19日 ルーテル学院大学 6月26日 九州保健科学大学 11月14～15日 県立大学学園祭ブース出展</p> <p>○ごはん給食紀行プロジェクトによる米飯学校給食の推進 1月26日 鹿児島県屋久島町立小瀬田小学校</p>	
<p>○野菜・果実の摂取拡大の啓発により、波及効果の高い給食事業者等への拡大を図る</p> <p>(参考) 食事バランスガイドにおいて1日の摂取量（野菜350g、果実200g）を推奨 野菜摂取量：平成19年 257g 果実摂取量：平成19年 113g</p>	<p>○取扱状況等の把握 管内の社員食堂等の給食事業者の把握及び給食事業者の野菜・果物の取扱状況調査、摂取拡大に関する啓発</p> <p>○外来者等への情報提供 来庁者等を対象とした野菜・果物の摂取拡大に関する情報の提供</p>	<p>随時 現地調査により、国産、輸入品などの取扱状況等の把握を行う 随時 パンフレット等による情報提供による啓発を行う</p> <p>2月まで 「消費者の部屋」における特別展示を実施し、パネルや資料等において摂取拡大を紹介</p>	<p>○夏野菜の摂取拡大に向けたパンフ配布（100部）</p> <p>○社員食堂への実態調査及び啓発 11月16日 農業機械製造メーカ社員食堂 11月26日 化粧品製造メーカ社員食堂</p> <p>○青果物健康推進協会（ベジフルボン）九州実行員会に対する啓発・助言（1月12日）</p> <p>○熊本野菜ソムリエの会との意見交換会において情報提供</p> <p>○消費者の部屋特別展示（1月5日～29日） ・野菜・果実の機能性、レシピ、主要産地、社員食堂における取組事例等についてパネルの展示及びパンフの配布</p>	<p>生産経営流通部 園芸特産課</p>
<p>○消費が減少傾向にある飲用牛乳を中心に、機能性、有用性の普及啓発により消費の拡大を図る。</p> <p>(参考) 平成20年度の九州農政局主催の会議等での牛乳配布実績（4～3月、1,392本（うちカレレ155本）</p>	<p>○牛乳乳製品の消費拡大のため、牛乳等の機能性等が紹介されたパンフレット等の配布を通じた理解醸成等。</p> <p>○牛乳の消費拡大のため、九州農政局主催の会議等で牛乳を配布。</p>	<p>6月 「父の日に牛乳（ちち）を送ろう！」キャンペーン</p> <p>適宜 消費者等が参加する会議等で牛乳乳製品等畜産物への理解を深めるための各種パンフレット等の配布（局内及び各県、関係団体）</p>	<p>○九州農政局主催の会議等で牛乳を配布 ・4月から3月末現在まで1,076本の牛乳を配布（一部コーヒー牛乳等含む）</p> <p>○消費者の部屋特別展示 ・6月1日～30日 ・6月1日の「牛乳の日」及び6月の「牛乳月間」に合わせ、牛乳乳製品の機能性等に関するパネル等を展示</p> <p>○「父の日に牛乳（ちち）を送ろうキャンペーン」（熊本県酪農女性部協議会等主催）に参加 ・6月13日（熊本市） ・牛乳料理のレシピ集、機能性に関するパンフレットを配布（200部）</p> <p>○消費者の部屋特別展示 ・12月1日～24日 ・畜産物の歳末期における消費拡大や理解促進に向け、「畜産物を取り入れた食生活と健康」に関するパネル等を展示</p> <p>○畜産物の地域ブランド事例集の作成配布 ・平成22年3月発行（800部）</p>	<p>生産経営流通部 畜産課</p>

2 農業の持続的な発展	※戸別所得補償制度	○戸別所得補償制度モデル対策の適切かつ着実な推進	○実施体制の整備	○局内及び農政事務所等の体制整備	10月26日 九州農政局戸別所得補償制度モデル対策実行準備チーム事務局設置 11月30日 管内地域推進チーム設置（農政事務所等） 2月1日 九州農政局戸別所得補償制度推進チーム及び同事務局に名称変更 2月2日 九州農政局戸別所得補償制度推進チーム事務局に専任職員を配置（6名）	戸別所得補償制度推進チーム事務局															
			○モデル対策の周知等	○ブロック説明会の開催、各県説明会での説明等	10月29日 管内各県農政主管部長会議 11月20日 戸別所得補償制度に関する説明会（県、市町村等） 1月6日～ 戸別所得補償モデル対策県別説明会 〔福岡県（1/8、2/1）、佐賀県（1/22）、長崎県（1/21）、熊本県（1/7、2/2）、大分県（1/21）、宮崎県（1/6、2/5）〕 鹿児島県（1/8、2/4） 1月19日 戸別所得補償モデル対策九州・沖縄ブロック説明会（合庁） 2月以降 各地域別説明会（地域水田協議会等主催）において説明中																
(1) 担い手の育成・経営安定対策	○認定農業者、集落営農組織の育成・確保を図るとともに、集落営農組織へのフォローアップ、法人化の推進 (参考)		○認定農業者、集落営農組織の育成・確保及び経営発展等の支援	随時 集落営農に対する法人化等現地説明 担い手アクションサポート事業等の活用による営農発展支援 4月から 担い手育成・確保運動実施状況（担い手育成カルテ）を四半期ごとに集約し報告 7月中旬まで 認定農業者の経営改善状況調査結果を取りまとめ 8月から 集落営農フォローアップシートに基づく調査を実施	○補助事業の活用等による集落営農の法人化について現地説明 ・福岡県福岡市(5/22)、久留米市(6/2)、八女市(6/2)、佐賀県佐賀市(5/12)、川副町(6/8)、長崎県長崎市(6/17)、熊本県熊本市(6/4)、大津町(5/13)、大分県大分市(5/29)、鹿児島県鹿児島市(6/16)、佐賀県佐賀市(11/10)、熊本県大津町(12/4)、長崎県長崎市(12/16)、長崎県佐世保市(1/21)、宮崎県(2/8) ○認定農業者の経営発展に向けた現地説明、意見交換 鹿児島県横川地区(12/3)、福岡県JA福岡大城(12/11)、大分県豊後大野市(1/20)、鹿児島県喜界町(1/26)、鹿児島県奄美市(1/27)、熊本県菊池市(2/23) ○農業法人の経営発展に向けた現地説明、意見交換 熊本県菊池市(11/5)、熊本県益城町(11/6)、福岡県糸島市(1/12)、佐賀県佐賀市(1/22) ○アクションサポート事業の活用による担い手の支援を実施（120地区） ○担い手カルテ取りまとめ（6月末現在、9月末現在、12月末現在で実施） ○認定農業者の経営改善状況調査結果について取りまとめ（7月） ○各集落営農組織の取組状況について集落営農フォローアップシートに整理	生産経営流通部 担い手育成課															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19.3月末</th> <th>H20.3月末</th> <th>増加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定農業者</td> <td>48,714</td> <td>50,494</td> <td>1,780</td> </tr> <tr> <td>特定農業法人</td> <td>51</td> <td>79</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>特定農業団体</td> <td>179</td> <td>214</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>		H19.3月末	H20.3月末	増加数	認定農業者	48,714	50,494	1,780	特定農業法人	51	79	28	特定農業団体	179	214	35	○水田経営所得安定対策に加入している集落営農組織に対するフォローアップの実施 (既に20年度に実施中の集落営農フォローアップシートに基づく法人化への取組等のフォローアップを引き続き実施)		
	H19.3月末	H20.3月末	増加数																		
認定農業者	48,714	50,494	1,780																		
特定農業法人	51	79	28																		
特定農業団体	179	214	35																		
	○新規就農の促進と青年農業者等の人材育成を図るため、関係機関・団体との連携を強化	○青年農業者の人材育成に関する意見交換を行うとともに、経営能力の向上について学習する場を設ける。	○青年農業者の人材育成に関する意見交換を行うとともに、経営能力の向上について学習する場を設ける。	12月 青年農業者代表と農政局幹部との意見交換会や、青年農業者を対象とした研修会を開催する。	○青年農業者の人材育成セミナー、九州農政局長と語る会 12月22日 合同庁舎共用第1会議室 青年農業者37名、県関係者7名、局10名 計54名出席	生産経営流通部 経営支援課															
		○青年農業者人材育成のために、指導農業者、普及指導員等と連携し、農業政策等の情報提供とともに現場から情報・意見を収集する。	○青年農業者人材育成のために、指導農業者、普及指導員等と連携し、農業政策等の情報提供とともに現場から情報・意見を収集する。	1月 指導農業者代表と農政局幹部との意見交換会を開催する。	○九州農政局幹部と九州各県指導農業者との懇談会 1月22日 合同庁舎共用第1会議室 各県指導農業者19名、県関係者8名、局16名 計43名出席																

○新規就農者の確保に向けた取組を強化	○新規就農者の確保に向け事業の円滑な推進を図る。	○新規就農者着促進事業（補正予算）の円滑な執行を図る。	○交付決定状況 事業実施主体：99団体、助成対象者：362名	
○女性農業委員の確保、女性の農協運営への参画促進、女性起業の育成、家族経営協定の締結の促進等に取り組み、農山漁村における女性の社会参画・経営参画を推進する。	○女性農業者の社会参画・経営参画を推進し、農業経営の高度化を図るため、農業者や行政担当者等による意見交換会や研修会を開催する。	○全国女性農業経営者会議等と連携して研修会を開催(1回)し、農業経営の高度化を図る。 2月 男女共同参画の推進のため、シンポジウム等を開催し、意識の醸成を図る。	○農山漁村男女共同参画推進セミナー 2月17日 くまもと県民交流館パレア 農業者80名、一般10名、農業委員関係8名、JA関係2名、県関係50名、市町村関係11名、局関係28名 計189名出席	
	○農村女性の起業活動実態、家族経営協定の締結状況、市町村段階での参画目標の設定状況等について、普及啓発を図る。	○女性の社会参画・経営参画を取りまとめ、局HP、メルマガ、会議等を活用した啓発・普及活動を実施する。	○農政局HPの見直し ○土地改良区役職員に対する研修会における啓発 ・11月10日（福岡県：130名出席） ・11月16日（熊本県：224名出席） ○今年度に選挙が実施される農業委員会に対して、女性の登用についての啓発文書発出及び取組結果の取りまとめ ○女性農業委員に関するアンケート調査の実施及び結果取りまとめ ○各種調査結果、表彰関係、セミナー情報等についてHP、メルマガ及び会議を活用して啓発・普及を実施	
○水田経営所得安定対策の着実な推進 ・21年産対策加入（新規加入を含む）の円滑な受付 ・21年度交付金の正確かつ迅速な支払い	○出張受付等による円滑な受付の実施 ○早期支払ができるよう、事務処理スケジュールに基づいた迅速な処理 ○交付金交付について、チェックリストに基づく多重チェックを実施し、正確な事務処理を行う。	4～6月 加入申請受付 4～7月 収入減少補てん交付手続 5～11月 固定払交付手続 10～3月 成績払い交付手続 10～12月 生産実績数量等現地確認調査	○4～6月 加入申請受付（21年産加入実績） 経営体数 8,200経営体 うち認定農業者 6,841経営体 うち集落営農組織 1,359経営体 ○水田経営所得安定対策担当者会議 ・21年産加入促進、農協等作成書類調査等について 6/3 管内農政事務所 6/12 熊本県内地域課 6月 収入減少補てん交付金交付金の交付 交付状況 1,232件 7月～11月 固定払交付金の交付 交付状況 4,120件 11月～ 成績払交付金の交付 交付状況（3月末現在） 5,070件 4～12月 水田経営所得安定対策の交付金交付に係る農協等作成書類の調査実施	生産経営流通部 担い手育成課
○農業金融の円滑化 〔数値目標〕 農業近代化資金等農業制度資金の有効活用による営農支援及び農業信用保証保険法第8条の2に基づく管内各県農業信用基金協会の経営の健全性基準（200%）を維持確保し、資金融通の円滑化を図る。	○農業近代化資金無利子化枠の確保及び日本政策金融公庫との連携による認定農業者、集落営農組織等の資金需要に対する的確な対応 ○管内各県農業信用基金協会の経営の健全性基準（200%）を維持確保するため、決算ヒアリング等、モニタリングの実	○本省に対し無利子化枠確保要請の実施 ○管内各県の制度資金融資先現地調査の実施 四半期毎管内各県の融資実績及び資金需要調査実施 ○必要に応じ債権管理状況等現地調査実施 5月 決算ヒアリング実施 2月 決算見込ヒアリング実	○四半期毎の融資実績及び資金需要額調査を実施 ○管内各県農業近代化資金無利子化枠確保。 ○制度資金に関するニーズ把握のため 鹿児島県下(10/22、23)、長崎県下(12/10、11)、福岡県下(2/9、10)の制度資金融資先現地調査を実施 6月4～5日 各県基金協会の20年度決算ヒアリングを実施（健全性基準（200%）以上を確保） 2月18～19日 大分県基金協会の求債権管理状況調査実施	生産経営流通部 経営支援課

		施による経営の健全性確保	施	3月4～5日 21年度管内基金協会決算見込ヒアリング実施 3月11～12日 長崎県基金協会の求償権管理状況調査実施	
(2)米政策改革	○九州地域戦略作物生産拡大運動推進チームの活動を基本として、21年度における新制度（産地確立交付金及び水田等有効活用促進交付金）の適切かつ着実な実施に向けた、各県水田農業推進協議会に対する周知・指導を通じ、産地確立及び自給力向上の推進を図る。	○産地確立交付金の活用 地域水田農業ビジョンの改訂及び産地確立計画の的確な策定に係る各県水田農業推進協議会への周知・指導	4～5月 実施方針、産地確立計画書の承認まで各県水田農業推進協議会に対し指導・助言を実施	○実施方針及び産地確立書の承認終了（管内全県） ○交付決定終了（管内全県）	生産経営流通部 農産課
		○水田等有効活用促進交付金の活用 都道府県推進方針の作成、事業計画書（各段階における生産拡大計画書）の作成等に係る各県水田農業推進協議会への周知・指導	4～5月 産地確立交付金と同様のスケジュールで指導・助言を実施	○作付拡大計画の承認終了（管内全県） ○交付決定終了（管内全県） 9月2日 水田等有効活用促進交付金等事業推進会議	
		○需要即応型生産流通体制緊急整備事業の活用 都道府県推進方針の作成、事業計画書（各段階における生産拡大計画書）の作成等に係る各県水田農業推進協議会への周知・指導	5～7月 産地確立交付金と同様のスケジュールで指導・助言を実施	○実需者連携等促進活動計画の承認終了（管内全県） ○需要拡大実施方針承認（管内全県） ○交付決定終了（管内全県）	
		○九州地域戦略作物生産拡大運動推進チームの取組推進 自給力向上戦略作物（麦、大豆、飼料作物、新規需要米（米粉・飼料用米））ごとの重点県の設定、重点県への推進（該当県に対するキャラバンによる戦略作物拡大への協力要請活動）及び推進状況等についての着実なフォローアップ	4～5月 重点県への推進運動 5月以降 推進状況のフォローアップ	○協力要請活動は、農産課、畜産課のほか他部局とも連携して実施（主な戦略作物） 3月3日 佐賀県（大豆等） 3月4日 熊本県（麦、飼料用米等） 3月16日 大分県（飼料用米） 4月17日 福岡県（飼料用米、麦） 5月19日 宮崎県（飼料作物等） 5月20日 長崎県（米粉用米） 5月20日 熊本県（飼料作物） 6月8日 鹿児島県（飼料作物） 8月5・6日 鹿児島県 8月10日 長崎県 （営農が再開されたほ場を対象として、水田等のフル活用に係る各種支援策の説明）	
		○九州全県における生産調整の達成と新規需要米等の推進	○生産調整の推進地域の設定、各取組段階の把握と助言・指導	4月 生産数量目標配分段階での配分状況把握及び適正配分に対する助言・指導 5月 生産調整重点推進地域の設定及び推進 6月 作付段階での作付状況の把握に併せ分析及び事後対策の助言・指導 10月 収穫段階での収穫量等の把握に併せ事後対策の助言・指導 12月 管内全県において生産調整の達成	
○新規需要米及び加工用米の取組推進	4～5月 需要者と農業者の結び付きを図るための需要	4～6月 地域協議会等への需要情報の提供及び各種会議において制度等の説明 5～8月			

			情報等の提供 情報提供に併せた制度の普及 10月 事後対策における取組推進	米粉・飼料用米法による生産製造連携事業計画策定への助言・指導 10～12月 作柄調整等における出荷契約数量の確定 1～3月 適正流通のためのデータ整備、来年度に向けた需要者と農業者の意向把握 ・情報提供・マッチングを図った。	
(3) 作物対策	○野菜・果樹 加工・業務用における国産野菜・果実等の生産拡大についての啓発、支援等を実施し、取組産地を育成するとともに、新たな供給体制を構築する。 (参 考) ・加工・業務用割合 野菜：平成 2年 51% 平成12年 54% 平成17年 55% ・加工用割合 果実：平成 元年 25% 平成12年 39% 平成17年 44% ・加工・業務用需要に占める輸入割合 野菜：平成 2年 12% 平成12年 26% 平成17年 32%	○関係者への情報提供、意見交換 加工・業務用需要への対応のため、県、市町村、生産者団体、流通、加工業者など関係者への情報提供、意見交換等	年2回：5月、2月 ブロック会議を開催し、今年度の推進方策の周知、各県の取組状況の把握等を行う。 12月まで 生産者と実需者のマッチングを主体とした交流会を開催し、取引の実現を図る。	5月25～26日 園芸関係事業説明会 ・加工業務用関連事業の情報提供及び意見交換 6月26日 野菜施策に係る検討会等のブロック説明会 ・加工業務用野菜の推進に係る意見交換 7月17日 九州地域うんしゅうみかん高品質化・安定生産技術確立等会議 ・加工業務用関連事業の情報提供及び び意見交換 7月23日 諫早地区における実需者との交流会への支援 11月27日 国営土地改良事業地区営農推進組織ブロック別情報交換会における情報提供 1月20日 長崎県加工・業務用マッチングフェアへの支援（諫早市） 1月21日 加工・業務用野菜産地指導者育成研修（上級コース）における講義 1月27日 鹿児島県そお地域マッチングフェアへの支援（大崎市） 3月1日 加工・業務用野菜等ブロック会議の開催（熊本市） 3月5日 果樹関係担当者会議（熊本市）における情報提供及び意見交換	生産経営流通部 園芸特産課
	○新たな体制の整備 食品製造業者等の多様なニーズに応える安定的な供給連鎖（サプライチェーン）構築のための国産原材料供給力強化対策の実施	通年 事業実施主体に対して、事業計画承認、事業推進に係る指導等を行う。各種会議や現地調査等において、事業の説明、パンフレットの配布等により、事業の推進を行う。	○1次公募：21地区実施（野菜 17地区、大豆 1地区、茶 3地区） ○2次公募：9地区実施（野菜 7地区、茶 1地区、なたね等 1地区）		
	○野菜モデル産地への支援 加工・業務用モデル産地等への重点的かつ集中的な支援として、野菜産地における現地調査、現地検討会等を開催し、産地を支援・育成	年2回：7月、2月 重点地区を定め現地検討会を開催 8月 一般地区を定め現地指導を実施	○重点地区：熊本県球磨地域（ほうれんそう）、鹿児島県曾於地域（はくさい、キャベツ）を選定 10月28～29日 球磨地域及びそお地域における現地指導 11月24日 そお地域加工・業務用現地研修会における指導 1月28日 加工・業務用はくさい、キャベツに関する現地検討会（そお地域） ○一般地区：佐賀県唐津地区（いちご）、宮崎県都城地区（さといも、ごぼう）を選定 10月28日 宮崎県都城地区現地指導 3月26日 佐賀県唐津地区現地指導		
	○優良事例調査 産地と実需者及び流通業者との連携により安定供給を実施している優良事例の調査	随時 産地と実需者及び流通業者等との連携による安定的な生産・流通を確立している優良事例の調査を実施する。	○優良事例調査 8月21日 (有)シュシュ（大村市） 9月10日 (有)四位農園 11月26日 (有)新福青果 11月25～26日 J A佐賀（富士町）、(株)ベストフーズ 11月30日 (株)オレンジプロッサム（熊本市） 12月17日 J A佐賀白石地区、(有)雲仙森の野菜村、(有)アリアケファーム 12月25日 筑前あさくら農協（朝倉市） 1月27～28日 (有)すき特産（小林市）、宮崎県		

○さとうきび・でん粉原料用かんしょ
安定的な生産を担う者を中心として品質の良いものを安定的に生産する産地体制の強化を図る。

(参考)
(独)農畜産業振興機構要件審査結果より(H20.12.26現在)

	対象農家数 全作付農家数	対象面積 全作付面積	県名
さとうきび	72%	88%	鹿児島
でん粉原料用かんしょ	65%	90%	鹿児島
	100%	100%	宮崎

○さとうきび害虫防除技術等の導入を推進するとともに、関係機関と連携し、担い手の育成を支援

通年 各種会議や現地調査等において、経営安定対策の対象要件を周知し、要件対象農家への円滑な移行のため、受委託作業の促進等を図る。

7月15日
でんぷん原料用かんしょ緊急担い手対策事業説明会(宮崎県都城市)

○さとうきび害虫防除技術導入事業実施(7地区)

1月29日
品目別経営安定対策における生産者交付金の対象者要件見直しに関する説明会(宮崎県都城市)

(参考)
(独)農畜産業振興機構要件審査結果より(H22.2.17暫定値)

	対象農家数 全作付農家数	対象面積 全作付面積	県名
さとうきび	81%	93%	鹿児島
でん粉原料用かんしょ	74%	93%	鹿児島
	100%	100%	宮崎

(4) 畜産対策

○自給飼料の増産
・水田・畑のフル活用による飼料作物の作付面積拡大
・水田放牧の拡大
・国内粗飼料の生産・流通の円滑化

(参考)
飼料作物作付面積等

	18年	19年	20年
飼料作物作付面積(千ha)	102.3	103.2	103.8
稲WCS作付面積(ha)	2,610	3,286	4,439
水田放牧頭数(頭)	1,125	1,374	1,445
コントラクター組織数(組織)	121	126	131

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」及び農政局調べ

○水田フル活用による稲WCS等飼料作物の作付面積拡大と飼料用米の利活用円滑化の推進
○地域に応じた作付体系の導入や水田裏での飼料生産、緑肥からの飼料作物への転換の推進
○放牧条件整備の推進
○コントラクターの育成・強化、TMRセンターの育成と利用拡大の推進
○国産稲わらを含めた粗飼料の広域流通・利用拡大の推進

5月、3月 飼料増産の推進を図るため、九州地域飼料増産行動会議を開催(2回)
適宜 飼料増産に係る研修会の開催(1回)
適宜 飼料増産に係る先進事例、新技術等の現地調査
適宜 飼料増産に係る実態等調査・分析
適宜 飼料増産の推進に係る優良事例集等の作成・配布

○九州地域飼料増産行動会議の開催
5月28日 平成21年度第1回九州地域飼料増産行動会議(熊本市)

3月4日 平成21年度第2回九州地域飼料増産行動会議(熊本市)

○研修会等の開催
12月8日 平成22年産飼料用稲・飼料用米マッチング推進会議(熊本市)
1月26日 平成21年度耕畜連携たい肥利用推進研修会(熊本市)
1月27日 水田等を活用した耕畜連携による飼料増産研修会(熊本市)

○現地調査や実態調査の実施
5月14日 新技術(牧草の不耕起播種機)の現地調査
6月9日～
飼料増産に係る実態等調査(稲わら、水田放牧、コントラクター)
11月7日～8日
飼料用米や飼料用稲に関する意見交換会及び現地調査(大分県下)

○事例集等の作成・配布
3月 九州地域飼料増産重点地区の取組【コントラクター編】の発行

(参考)
○平成21年九州地域飼料作物作付面積(103,900ha)
○平成21年九州地域稲WCS作付面積(見込み)(5,037ha)

生産経営流通部
畜産課

<p>○食品残さの飼料化の推進</p>	<p>○濃厚飼料自給率向上に向けた食品残さの飼料化の推進のための九州地域食品残さ飼料化行動会議の開催、パンフレット等の作成・配布</p> <p>○食品残さ利用飼料化の安全性確保のためのガイドライン、エコフィード認証制度等のPRの実施</p>	<p>適宜 食品残さ飼料化推進に係るパンフレット等の作成・配布</p> <p>年2回：5月、3月 九州地域食品残さ飼料化行動会議の開催</p>	<p>5月29日 九州地域食品残さ飼料化行動会議開催（熊本市）</p> <p>10月6日～7日 平成21年度九州地域エコフィード推進行動会議シンポジウム及び現地検討会（福岡及び佐賀県下）</p> <p>11月30日 九州地域畜産物リサイクル協議会（熊本市）</p> <p>9月 食品残さ飼料化推進用パンフレット「エコフィードの推進に向けて」の作成（10月6日のエコフィードシンポジウム時等に配布）</p>												
<p>○肉用牛繁殖用雌牛の飼養頭数の維持・拡大</p> <p>(参考) 繁殖用雌牛の飼養頭数</p> <p>(単位：千頭)</p> <table border="1" data-bbox="235 566 651 699"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州</td> <td>314.4</td> <td>324.6</td> <td>334.1</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>621.5</td> <td>634.9</td> <td>667.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：畜産統計（各年2月1日現在）</p>		18年	19年	20年	九州	314.4	324.6	334.1	全国	621.5	634.9	667.3	<p>○肉用牛生産基盤の維持・強化に向けた肉用牛増頭運動等の推進</p> <p>肉用牛生産基盤の維持・強化を図るため、九州地域肉用牛増頭戦略会議・現地検討会等の開催、先進事例、生産性の向上、肉用牛増頭等に係る資料の作成・配布</p>	<p>適宜 先進事例、生産性の向上、肉用牛増頭等に係る事例集、パンフレット等の作成・配布</p> <p>6月、3月 九州地域肉用牛増頭戦略会議の開催（年2～3回）</p>	<p>○九州地域増頭会議</p> <p>7月17日 九州地域肉用牛増頭戦略会議（岩崎市）</p> <p>3月18日 九州地域肉用牛繁殖基盤強化推進戦略会議（熊本市）</p> <p>○現地検討会等の開催</p> <p>7月16日 肉用牛繁殖ステーション(キャトル・ブリーディング・ステーション)を活用した肉用牛生産基盤の維持・強化の取組についての現地検討会（岩崎市）</p> <p>3月17日 肉用牛繁殖基盤強化に関する勉強会（熊本市）</p> <p>○パンフレット等の作成・配布</p> <p>12月 肉用牛生産基盤の強化に関する取組状況・成果等についてアンケート調査を実施（集計結果については3月18日に開催する会議で配布予定）</p> <p>(参考) ○繁殖用雌牛の飼養頭数：九州 339千頭、全国 682千頭</p>
	18年	19年	20年												
九州	314.4	324.6	334.1												
全国	621.5	634.9	667.3												
<p>(5) 農業農村整備</p> <p>① 農業生産基盤等の整備</p> <p>○ 国営事業</p>	<p>○ 国営土地改良事業の調査・計画の推進</p> <p>○ 食料供給の最も重要な基盤となる基幹水利施設や広域にわたる優良農地の整備</p> <p>〔大規模な水利施設等が整備された広域の食料供給基盤（8地域、約15万ha）における調査・計画を効率的に推進〕</p>	<p>3月まで 幅広い関係機関との意見交換の場（協議会）を各地域において開催</p> <p>5月、1月 実作業を担う調査管理事務所と連携し、計画策定の進捗管理を実施</p>	<p>5月中下旬、2月上旬 調査管理事務所と連携し、計画策定の進捗管理を実施</p> <p>8月、10月、12月 2地域（内1地域は2回目）において協議会を開催し、関係者と意見交換</p> <p>3月 2地域で協議会を開催し、関係者と意見交換。うち1地域は更新整備計画を策定</p> <p>5月中下旬、2月上旬 調査管理事務所と連携し、計画策定の進捗管理を実施</p> <p>6月～1月 アンケート調査等の準備、実施</p> <p>3月 4地区のうち駅館川、筑後川下流右岸地区については、翌年度から国営事業計画を策定するための地区調査に移行することとし、関係者の意見等を反映させ整備方向・整備構想を取りまとめ（残る2地区については、翌年度も引き続き検討を継続）</p> <p>8月31日 県、土地改良区の意向を踏まえて計画構想を取りまとめ、H22年度の概算要求に新規着工地区として計上。 なお、多面的機能に係る効果についてCVM調査を実施したが、効果波及範囲が特定できなかったため、費用対効果への反映は見送り。</p>	<p>農村計画部 事業計画課</p>											
	<p>○ 国営土地改良事業の事業計画を策定（1地区）</p> <p>○ その過程で、消費者・国民の視点で地域住民から聴取した意見を計画に反映</p> <p>○ 費用対効果の算定に関し、多</p>	<p>12月まで 地域の意向を反映した計画（案）を策定</p> <p>12月から 事業開始に向けた土地改良法に基づく計画決</p>													

	面的機能に係る事業効果を広く消費者・国民の視点で定量化	定手続（地域住民からの意見聴取を含む）に着手 8月まで 多面的機能に係る効果策定のためのCVM調査（地域住民へのアンケート等を基礎とするもの）を実施 8月まで 多面的機能に係る効果等を地域住民に情報提供	12月 地域の意向を反映した国営土地改良事業計画（案）を策定したが、農業農村整備事業の大幅な予算削減を受け新規採択が見送られたため、予定していた法手続を見送り。																																				
○国営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場及び基幹用排水路等の基幹的な農業水利施設を対象に平成19年度から平成23年度までの5年間に、管内34国営完了地区の機能診断及び機能保全計画の作成を行う。	○施設の現況調査や施設の機能診断(劣化度の測定等)を行う。 ○施設の機能診断結果から、施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた機能保全計画を作成する。	国営造成施設 機能診断スケジュール <table border="1" data-bbox="1003 491 1541 906"> <thead> <tr> <th></th> <th>ダム カ所</th> <th>頭首工 カ所</th> <th>用排水路 km</th> <th>機場 カ所</th> <th>樋管 カ所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体 H19-H23</td> <td>42</td> <td>34</td> <td>1,313</td> <td>65</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>H20まで 実施済み</td> <td>31</td> <td>18</td> <td>281</td> <td>19</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H21実施 予定</td> <td>4</td> <td>12</td> <td>300</td> <td>16</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H21※ 上期</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>50</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H21 下期</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>250</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> ※下期が多いのは落水後の調査となるため		ダム カ所	頭首工 カ所	用排水路 km	機場 カ所	樋管 カ所	全体 H19-H23	42	34	1,313	65	35	H20まで 実施済み	31	18	281	19	3	H21実施 予定	4	12	300	16	4	H21※ 上期	0	6	50	14	2	H21 下期	4	6	250	2	2	整備部 水利整備課
	ダム カ所	頭首工 カ所	用排水路 km	機場 カ所	樋管 カ所																																		
全体 H19-H23	42	34	1,313	65	35																																		
H20まで 実施済み	31	18	281	19	3																																		
H21実施 予定	4	12	300	16	4																																		
H21※ 上期	0	6	50	14	2																																		
H21 下期	4	6	250	2	2																																		
○事業実施中の国営かんがい排水事業12地区について、地元合意の形成を図りつつ、着実に事業を推進する。 (平成21年度計画変更予定地区) 肝属中部地区	○国営事業地区の計画的な事業実施のため、事業(務)所及び関係県、市町と連携を図りつつ、課題解決のための取り組みを行う。 ○肝属中部地区の計画変更内容等について、関係県、市町及び地元推進協議会等との調整を進めるとともに、法手続きを円滑に進める。	○各国営事業地区毎の完了予定年度を踏まえ、適正・円滑な事業執行を行う。 ○平成21年度に同意取得を行い、変更事業計画を確定する。	○国営かんがい排水事業地区に係る局契約工事の審査等を実施し、土地改良法に規定する三分の二以上の農家の同意を取得。今後は、計画確定のための作業を実施 ○同意徴集作業を5月から開始し、土地改良法に規定する三分の二以上の農家の同意を取得。今後は、計画確定のための作業を実施																																				
○事業実施中の国営かんがい排水事業地区について、再評価を実施する。 (平成21年度再評価予定地区) 筑後川下流地区、大野川上流地区	○再評価予定地区の筑後川下流、大野川上流地区について、事業(務)所と連携を図りつつ、再評価(案)の取りまとめを行う。	4月～6月 再評価資料の検討 7月末 地区再評価結果及び実施方針(案)の本省報告 8月末 再評価結果及び実施方針の公表(本省)	7月31日 地区再評価結果及び実施方針(案)を本省へ報告 8月31日 再評価結果及び実施方針を公表(本省及び農政局)	整備部 水利整備課 設計課																																			

<p>○適正な事業管理に基づく国営土地改良事業の推進を図るため、用地懸案事項の解決に向けた適切な助言と指導を行う。</p> <p>(平成22年度完了予定地区) 都城盆地地区、佐賀中部地区 綾川二期地区</p>	<p>○事業損失に対する適正な事務の執行を行う。</p>	<p>○事前・事後調査の徹底及び地権者等からの要求等に対する適正な事務処理を適宜行う。</p>	<p>4～3月 各地区(現地)及び局で事務指導を実施</p> <p>○6月開催した用地担当課長会議時に事務処理の徹底を図った。 ○1月開催した用地官等会議時に事務処理の徹底を図った。</p>	<p>整備部 用地課</p>
	<p>○徳之島、西諸地区に係る土地収用手続きの計画的な推進を図る。</p>	<p>○徳之島地区の収用裁決の第1四半期完了 ○西諸地区の事業認定事前審査の年度内完了</p>	<p>○徳之島地区の収用裁決事務は第1四半期に完了し、事業用地の所有権を取得</p> <p>4～9月 西諸地区は収用を視野に入れながら解決を図ってきたところ、9月末日、任意交渉において契約する事ができ解決</p>	
	<p>○事業完了予定地区の円滑な完了に向けた指導を行う。</p>	<p>通年 事業完了年度が直近である地区が多い中、円滑に事業を完了できるよう、指導を行う。</p>	<p>4～3月 円滑に事業が完了するよう必要に応じて他課担当と地区(現地)及び局で指導を実施</p>	
<p>○国営土地改良事業地区の畑地かんがい営農の普及・定着</p> <p>〔畑地かんがい営農の普及・定着に向け、アクションプログラムに位置付けた活動内容について、9地区10組織で着手するよう支援〕</p>	<p>○国営土地改良事業地区における営農と事業との一体的な推進に資することを目的に設置している「九州農政局国営土地改良事業地区営農推進対策連絡委員会」において、各事業地区に設置された地区営農推進組織との連携を図り、地区の実情・ニーズに応じて必要な支援活動を実施</p>	<p>5月まで 全地区営農推進組織事務局と意見交換等を実施、支援要望等を把握</p> <p>6月 連絡委員会を開催、具体的な活動計画(案)を策定</p> <p>10月 ブロック別情報交換会を開催、地区営農推進組織間の情報交換・共有を促進</p> <p>12月まで 9地区10組織着手に向けた支援</p> <p>2月 事務局長等会議の開催</p> <p>3月 次年度活動方針の策定</p>	<p>○活動計画(案)の策定 5月～6月 九州管内畑地かんがい事業実施中の8地区(9組織)の課題・支援要望等の聞き取りを実施</p> <p>7月 連絡委員会において年度活動計画を取りまとめ</p> <p>・なお、徳之島用水地区については事業計画変更作業が進められていたため課題把握、支援要請に関する打合せができなかった(次年度始めに対応予定)。</p> <p>○ブロック別情報交換会の開催 7月 「畑地農業振興のための農地の有効活用」をテーマに都城市で開催</p> <p>・ブロック別情報交換会の実施概要を取りまとめ、「農村振興メールマガジン第58号(1月号)」において配信</p> <p>○国営地区営農推進組織事務局長等会議の開催 2月 「畑地かんがい営農の普及・定着に向けたアクションプログラム」を踏まえた取組内容について、局と地区組織、地区組織間で意見交換を実施(熊本市)</p> <p>○畑地かんがい営農の普及・定着に向けた個別地区に対する主な支援活動 ・畑地かんがい農業定着に向けた栽培実証調査(曾於地域:飼料作物)に係る支援と、次年度宮崎県での実施に向けた調整 ・優良経営体事例の把握(菊池台地、伊万里) ・加工・業務用野菜に係る産地と実需者の交流会開催について支援(7/23・1/20諫早市、1/27曾於地域)、技術研究開発研修会等への参加→事業地区への情報提供 ・諫早湾干拓地の営農実態調査及び畑かん利用の推進 ・営農情報誌「みのり21」の発行・配布(12月、3月)ほか</p> <p>○次年度活動方針の策定 ・第2回連絡委員会開催(3月17日)して、22年度の活動方針(案)を決定した。</p>	<p>農村計画部 資源課</p>
	<p>○かん水技術及び省力化・低コスト栽培技術体系、環境保全型農業技術の確立(1地区)</p> <p>○温かん水を用いた栽培技術、品質向上、畑かん用水による出芽早進化技術の確立(1地区)</p>	<p>4月末 各調査の業務契約</p> <p>12月末まで 各調査結果等の中間取りまとめ</p> <p>3月まで 調査結果の取りまとめ</p> <p>3月まで</p>	<p>○曾於北部地区 ・露地野菜(ごぼう・だいこん)に係るかん水技術及び省力・低コスト栽培技術体系、施設野菜(にがうり)に係る環境保全型防除技術の確立に向けた実証を行った。 ・鹿児島県委託事業により各技術を適用した生育収量等調査を実施</p> <p>○西諸地区 ・施設メロンに係る温かん水を用いた品質向上技術、かんがいと防寒被覆の組合</p>	

		調査地域に係る地元自治会等へ成果報告会を開催	せによるしょうがの出芽早進化及び単収増加技術の確立に向けた実証を行った。 ・宮崎県委託事業により各技術を適用した生育収量等調査を実施	
○国営土地改良事業実施中及び完了地区の9地区について、河川法第23条、24条及び26条に基づく河川協議の年度内成立を図る。	○河川管理者と調整を図り河川協議を促進する。	3月まで 9地区の河川協議の成立を図る。	7地区の河川協議を成立 2地区の河川協議書を提出	整備部 設計課
(諫早環境アセス関連) ○諫早湾干拓事業に関する開門調査のための環境アセスメントについて、方法書の公表及び方法の決定を行い、アセスメントの実施に着手する。	○昨年7月の大臣談話に沿って、既に昨年9月30日に策定・公表された指針に基づき、諫早湾干拓事業に関する開門調査のための環境アセスメントの項目や調査手法等の基本的方針を定める方法書を取りまとめ、その手法に基づきアセスメントの具体的作業(調査・予測・評価)に着手する。	○方法書骨子(素案)の説明会開催(公表)、意見集約 ○方法書の作成・公表(公告・縦覧) ○パブリックコメントの実施、関係県知事等の意見集約 ○方法の決定 ○環境影響評価(調査・予測・評価)の実施	4月15日 方法書骨子(素案)の説明会開催(公表)、意見集約 8月5日 方法書の作成・公表(公告) 8月5日～9月4日 縦覧(局、4県、21市町) 8月5日～9月18日 パブリックコメントの実施 9月25日 県知事等へパブリックコメントの結果送付+意見聴取 3月 環境影響評価の方法の決定	整備部 農地整備課
○国営大野川上流地区の大蘇ダムに関する課題の解決を図る。	これまでの実施内容を踏まえ、H21年度以降は次の方針で実施する。 ○農業農村振興への支援 本地域の農業農村振興に向けて、県・市村等と連携して、各種農業農村振興策を進めるとともに技術的支援を実施する。 ○地域の水需要に必要な大蘇ダムの利水機能の確認 ・大蘇ダムの周辺地山への浸透は、貯水位変動状況や時間の経過により変化する可能性があることから、実際に水利用を行いながら、大蘇ダムの地山浸透量や利水機能を確認する。 ・併せて、平川頭首工の利水機能の向上、大蘇ダムの利水機能の確保、大谷ダムの機能の検証等、必要な用水の確保のための検討を実施する。	○平成21年4月下旬から受益地への用水補給を行いながらダム貯水位を最低水位まで降下させ、5月末に池敷の状態等を調査・確認する。 ○平成21年秋を目途に用水確保に係る対応策を示し、地元関係者と調整を図る。	○県等と連携して、かんがい効果の実証等を行うための戦略的産地振興支援事業により営農支援を実施。併せて受益地へ約80万m ³ を用水補給。 ○大蘇ダムの浸透状況を把握するため、貯水位を降下させて、池敷の調査や貯水池周辺の地下水位の調査を実施 ○大蘇ダムの利水機能については、貯水位が安定したときの浸透量は、定量的な傾向を把握 ○用水確保等に係る今後の対応方針を平成22年3月地元関係者へ説明。	整備部 水利整備課
○補助土地改良事業の計画の指導・審査 ○国民共有の財産である農地・農業用水の整備・確保 (地域に密着した水利施設、農地、農村生活基盤等)の整備を図る計画の策定を適切に支援	○管内各県との役割分担のもと補助事業等の計画審査や諸手続を的確に実施 ○その過程で消費者・国民の視点で地域住民から聴取した意見が計画に反映されるよう指導。 ○費用対効果の算定に関し、多面的機能の発揮に係る事業効果を広く消費者・国民の視点で定量化されるよう支援	随時 地域住民意見の的確な反映、多面的機能に係る効果算定のためのCVM調査(地域住民へのアンケート等を基礎とするもの)の適切な実施等を指導・支援 5月、8月 年2回会議を開催 11月まで 補助事業の平成22年度新規採択希望地区の事業計画の審査・調整を	5月25日 管内各県の担当者と事業推進に向けた担当者会議を開催 11月まで 地域住民意見が的確に反映されているか、多面的機能に係る効果算定が適切に算定されているかといった観点を含めて補助事業86地区の計画審査を実施	農村計画部 事業計画課

○補助事業

		実施																			
	○県営かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業、経営体育成基盤整備事業及び農道整備事業等の各補助事業について、各県と連携を図りつつ、適正な予算管理及び円滑な事業の実施を行う。	○県営事業地区の適正な予算管理及び円滑な事業実施のため、事業主体(県)と連携を図りつつ、適正な予算措置を行う。	○各県営事業地区毎の年度・残事業費及び事業量を把握し、適正・円滑な事業執行を行う。 ○担当者会議等により、新規制度の説明等や事業主体間の情報共有の場を設け、円滑な事業執行を行う。	7月1日～9月17日 年度・残事業費についてヒアリングを実施 6月3、4日 4補助事業農地整備課所管担当者会議を実施 6月1日、7月30、31日 補助事業水利整備課所管担当者会議を実施	整備部 水利整備課 農地整備課																
	○県営かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業、経営体育成基盤整備事業及び農道整備事業等各補助事業について再評価を実施する。 (平成21年度補助事業の再評価予定地区) 6地区	○再評価予定地区について、事業主体(県)と連携を図りつつ、再評価地区別結果書(案)の取りまとめを行う。	11月～1月 地区別資料(案)作成 2月末 再評価結果(案)の本省報告 3月末 再評価結果公表(本省)	10月1日 再評価対象地区を6地区選定 2月26日 再評価結果(案)を本省へ報告	整備部 水利整備課 農地整備課 設計課																
○その他	○土地改良事業を適切かつ効率的に施行するため、土地改良事業計画基準の確立を行う。	○営農形態の変化等による水田用水需要の時間的変動に対応する水利システム構築(1地区) ○営農形態の多様化等に対応した経済性、機能性等を重視した畑かん施設規模決定手法の構築(1地区) ○中山間地域に対応した安全で経済性に優れた畑地かんがい用パイプラインシステムの構築(1地区)	6月末 各調査の業務発注 12月末まで 各調査結果等の中間取りまとめ 2月 幹事会・委員会へ報告 3月まで 調査結果の取りまとめ 3月まで 調査地域に係る地元自治会等へ成果報告会を開催	○計画基礎諸元調査【農業用水:水田】(上場地区) ・水田用水の時間的変動に対応する水利システムを構築するため、調整池、ほ場の用水量等の調査(4月～10月)及び営農形態の変化を把握するための作付調査(6月～9月)を実施 ○計画基礎諸元調査【農業用水:畑】(綾川地区) ・畑用水の時間的変動に対応する水利システムを構築するため、調整池、ほ場の用水量等の調査(4月～10月)及び営農形態の変化を把握するための作付調査(6月～8月)を実施 ・調査結果については、用水需要のあり方、用水需要が逼迫した際のローテーションによる水管理の重要性等について地元関係機関(市、土地改良区、農家等)に説明 ○計画基礎諸元調査【課題調査】(南九州地区) ・高低差の大きいパイプラインシステムの安全で経済性に優れたシステムの構築のため、現地試験(8月～10月)により、減圧弁と定流量弁の組合せによるシステム全体の安全性の検証を行った。	農村計画部 資源課																
	○管内各県の統合整備基本計画に基づく土地改良区の統合整備による土地改良区の組織運営基盤の強化 〔数値目標〕 (土地改良区数) <table border="1" data-bbox="197 1120 667 1209"> <tr> <td>20年度末</td> <td>合併・解散による減</td> <td>新設予定</td> <td>21年度末</td> </tr> <tr> <td>900</td> <td>37</td> <td>8</td> <td>871</td> </tr> </table> ○土地改良区が参画する関係機関との連携による担い手の育成、耕作放棄地の解消等の農業振興及び地域住民等と連携した農地・水資源の保全活動等による土地改良区の活性化	20年度末	合併・解散による減	新設予定	21年度末	900	37	8	871	○土地改良区検査を通して、土地改良区の統合整備による土地改良区の運営基盤の強化と土地改良区活性化について指導を行う。	○平成21年7月～22年2月にかけて実施する土地改良区検査24地区において、特に、土地改良区の統合整備による土地改良区の運営基盤の強化、土地改良区が参画する関係機関との連携による担い手の育成、耕作放棄地の解消等の農業振興及び地域住民等と連携した農地・水資源の保全活動等による土地改良区の活性化について指導を行う。	○23地区(4月における各県との最終調整により24地区を23地区に変更)において無通告検査を実施し、うち1地区については即時検査、その他22地区については隔時検査を実施し、土地改良区の統合整備による土地改良区の運営基盤の強化と土地改良区の活性化について指導を実施 7月1日～7月3日 管内検査担当職員研修を開催し、土地改良区の統合整備及び活性化について説明(熊本市) 〔実績(予定)〕 (土地改良区数) <table border="1" data-bbox="1303 1273 1774 1362"> <tr> <td>20年度末</td> <td>合併・解散による減</td> <td>新設予定</td> <td>21年度末</td> </tr> <tr> <td>899</td> <td>26</td> <td>7</td> <td>880</td> </tr> </table>	20年度末	合併・解散による減	新設予定	21年度末	899	26	7	880	農村計画部 土地改良管理課
20年度末	合併・解散による減	新設予定	21年度末																		
900	37	8	871																		
20年度末	合併・解散による減	新設予定	21年度末																		
899	26	7	880																		
	○各県、各県土連の土地改良区指導担当者との連携して、土地改良区の統合整備による土	6月 管内各県・各県土連担当者会議開催 ○各県・各県土連が主催する	6月9日 管内各県・各県土連担当者会議を開催し、土地改良区の統合整備及び活性化について説明																		

	地改良区の運営基盤の強化と土地改良区活性化について指導を行う。	土地改良区役職員研修会において、土地改良区の統合整備による土地改良区の運営基盤の強化、土地改良区が参画する関係機関との連携による担い手の育成、耕作放棄地の解消等の農業振興及び地域住民等と連携した農地・水資源の保全活動等による土地改良区の活性化について講義する。	11日11日 九州土地改良区連絡協議会（1,000ha以上の土地改良区で組織）が主催する役職員研修会において、土地改良区に関する特色ある訴訟事件について説明	
	○土地改良区組織運営基盤強化対策事業（統合再編整備事業）の円滑な実施	○管内の実施地区（6地区）の実施状況を県を通じて適時把握し、事業の円滑な実施に向けた助言指導を行う。	○管内6地区の実施状況について、随時、県から聴取を行い、事業の円滑な実施に向けた助言指導を実施	
	○土地改良区の組織運営基盤の強化に関する土地改良区との意見交換会を開催し、今後の制度検討の参考とする。	12月まで 土地改良区との意見交換会を開催する。	4月20日 熊本県天明土地改良区との意見交換会（本省2名、九州農政局3名、熊本県4名、土地改良区4名）を開催 9月27日 大分県三重町土地改良区との意見交換会（九州農政局3名、大分県3名、土地改良区15名）を開催 12月3日 宮崎県綾川総合土地改良区との意見交換会（九州農政局3名、宮崎県3名、土地改良区6名）を開催 3月5日 佐賀県白石土地改良区との意見交換会（九州農政局3名、佐賀県6名、土地改良区6名）を開催	
○換地による農用地の集団化を促進するため、管内の換地処分量についての目標を設定する。 〔数値目標〕	○換地による農用地の集団化の促進を図る。	○各県・各県土連が主催する土地改良区役職員研修会において換地による農用地の集団化の促進についての講義する。 6月 管内各県・各県土連担当者会議開催	6月10～11日 管内各県・各県土連担当者会議開催 8月3～4日 換地事務新規担当者研修（65名）を開催（福岡市） 8月6～7日 長崎県換地担当者研修（58名）を開催（長崎市） 11月9～10日 九州・沖縄ブロック土地改良換地関係訴訟検討会（90名）を開催（熊本市） 11月17日 九州地区農地集団化事業現地研究大会（165名）を開催（長崎市） 2月10日 換地業務役員・職員研修（50名）を開催（福岡市）	
○交換分合による農用地の集団化を促進するため、3地区を選定し、重点啓発・推進活動地区とする。	○交換分合の啓発・推進活動を実施する。	○管内から3地区を選定し、重点啓発・推進活動地区として位置づけ、現地説明会、研修会を開催する。	9月16日 佐賀県唐津市において、現地説明会を開催し、交換分合の啓発・推進活動を実施 2月4日 鹿児島市で開催された九州ブロック交換分合研修会（鹿児島県農業会議主催）において、交換分合の啓発普及等について講義を実施 2月8日 熊本市天明土地改良区において、地元役員等に対し、交換分合の啓発・推進活動を実施 2月10日 福岡市で開催された換地業務役員・職員研修会（福岡県土連主催）において、交換分合の啓発普及等について講義を実施	
○国営事業地区及び補助事業地区の事後評価を実施することにより、事業の効率的な執行及び事業実施の透明性を確保する。	○国営土地改良事業完了地区に対する事後評価を実施する。（3地区）	6月 第1回第三者委員会を開催 7月 第2回第三者委員会を開催 8月末	6月30日 第1回第三者委員会を開催（崇城大学市民ホール） 7月23日 第2回第三者委員会を開催（チサンホテル熊本） 8月31日 九州農政局HP掲載により公表 12月4日 地域住民に対する報告を実施（肝属南部地区） 2月26日 地域住民に対する報告を実施（出水地区）	農村計画部 土地改良管理課 整備部 水利整備課

		事後評価結果を公表。 公表に当たっては、九州農政局のHPに掲載するとともに、事後評価結果について、地域住民に対する現地報告会を行う。		農地整備課 防災課	
	○平成22年度国営事業事後評価予定地区において、非農家も含めたアンケート調査を行う。(1地区)	○平成21年8月に行うアンケート調査の実施に当たっては、特に、非農家に対するアンケート調査の充実を図り、国民の意見が事後評価結果により反映できるよう努める。このため、アンケート調査の実施については、地区の区長を集めた説明会を開催し、アンケート調査の趣旨が区長を通して非農家に充分伝わるようにする。	9月15日 地区の区長(37名)を集めた事後評価及びアンケートに関する説明会を実施		
	○国の補助を受けて実施した土地改良事業完了地区の事後評価予定地区について、事業主体(県)と連携を図りつつ、事後評価地区別結果書(案)の取りまとめを行う。(事後評価予定地区 51地区)	11月 第1回技術検討会を開催 12月 第2回技術検討会を開催 3月末 事後評価結果を公表 公表に当たっては、九州農政局のHPに掲載する。	8月16日 事後評価の対象地区を選定 2月5日 技術検討会を開催 3月31日 九州農政局HP掲載により公表		
②災害の 防止・復 旧	○地震及び災害発生時の体制整備	○九州農政局防災業務計画に基づき、迅速かつ適切な実施を図るため、生産経営流通部農産課と連携し、農地及び農業用施設の被災情報の収集、非常配備体制を確立する。	○震度6弱以上の地震発生後、上空又は地上からの現地状況把握、応急対応の現地技術支援を行う。 ○震度5強以下、風水害その他の災害にあつては、管内各県からの災害報告等を踏まえ、必要に応じて応急対応の現地技術支援を行う。 ○上記の対応については、いずれも本省防災課災害対策室へ報告を行う。	震度4以上の地震が8件発生し、施設の臨時点検結果を取りまとめ、本省に報告 4月5日 震源 日向灘 震度4 6月25日 震源 大分県西部 ” 8月3日 震源 天草・芦北地方 ” 8月5日 震源 日向灘 ” 9月3日 震源 薩摩半島北西沖 ” 10月30日 震源 奄美大島北東沖 ” 1月7日 震源 奄美大島近海 ” 1月25日 震源 大隅半島東方沖 ” 2月27日 震源 沖縄本島近海 ”	整備部 防災課
		○国営造成施設災害対策本部(整備部対策本部)の設置に基づき、国営造成施設に係る災害時の応急措置、二次災害防止及び直轄災害復旧措置等の整備部内の事務局として、体制を整備する。	○地震発生後、整備部対策本部の事務局として関係土地改良区、市町村、調査管理事務所、事業実施事業(務)所からの現地状況把握に努め、応急対応の現地技術支援や直轄災害の実施体制を確立し、稼働させる。 ○風水害その他の災害についても同様とする。	○整備部対策本部を設置すべき災害が発生していない。	
	○防災連絡体制の確立と円滑な災害査定の実施	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する	○災害発生後、管内各県から提出された災害復旧事業計	平成21年農地・農業用施設被害箇所数 9,134箇所	

	る法律（暫定法）の手続きに基づき、速やかに災害査定を実施する。	画概要書に基づき、年内に災害実地査定が計画的に終了するよう査定計画を作成し、災害実地査定を行う。	査定実施班数 83班 最終実施査定 12月18日	
	○災害実地査定を円滑に進めるため、査定官、財務立会、県立会を交え、査定設計図書作成、災害復旧工法等について、意見交換を行う。	○年内実地査定を円滑に進めるため、3者の相互理解と意思統一を図る。 6月 労務・材料単価、総合単価等の確認 2月 上記の見直しと翌年度への反映	6月9日 九州財務局、福岡財務支局及び九州農政局による平成21年発生災害に係る査定事務打合せ会議を実施 2月9～10日 九州財務局、熊本・大分・宮崎・鹿児島及び九州農政局により平成21年発生災害に係る査定事務打合せ会議を実施 2月16～17日 福岡財務支局、福岡・佐賀・長崎県及び九州農政局により平成21年発生災害に係る査定事務打合せ会議を実施	
	○災害実地査定を円滑に進めるため、管内の県、市町村、土地改良事業団体連合会の担当者や災害時に支援可能な専門技術者に対する研修の講師等の役割を果たす。	○年内実地査定を円滑に進めるため、管内応援査定官と農村災害専門技術者の計画的な養成を行う。 6月 災害復旧事業検討会(担当者) 7月 応援査定官研修(管内事業(務)所) 2月 農村災害専門技術者研修会(国、県、土連等OB等)	6月3～5日 平成21年度災害復旧技術検討会を実施 6月23～25日 応援査定官研修(管内事業(務)所)を実施 ○農村災害専門技術者研修 2月2日 熊本県、2月4日 大分県、2月12日 福岡県、2月19日 長崎県、3月3日 佐賀県 (宮崎県、鹿児島県は開催なし)	
○防災事業の推進 ○事業実施中の国営農地防災事業2地区、直轄海岸保全施設整備事業2地区について、地元合意の形成を図りつつ、着実に事業を推進する。 ○農地防災事業、海岸保全施設整備事業等の所管する各補助事業について、各県と連携を図りつつ、適正な予算管理及び円滑な事業の実施を行う。	○国営事業地区の計画的な事業実施のため、事業(務)所及び関係県、市町と連携を図りつつ、課題解決のための取り組みを行う。 ○県営事業地区の適正な予算管理及び円滑な事業実施のため、事業主体(県)と連携を図りつつ、適正な予算措置を行う。	○各国営事業地区毎の完了予定年度を踏まえ、適正・円滑な事業執行を行う。 ○各県営事業地区毎の年度・残事業費及び事業量を把握し、適正・円滑な事業執行を行う。 ○担当者会議等により、新規制度の説明等や事業主体間の情報共有の場を設け、円滑な事業執行を行う。	○国営総合農地防災事業2地区、直轄海岸保全施設整備事業2地区に係る局契約工事42件の審査等を実施 ○農業農村整備事業の継続232地区、新規87地区、海岸事業の継続45地区、新規1地区の予算配分を行った。 ○新規採択要望について農業農村整備事業59地区、海岸事業2地区の審査を実施 ○新規採択要望地区を含めたH22年度予算のヒアリングを実施 5月18～19日 各県災害・防災関係担当者会議を開催	
○防災事業について再評価を実施する。 (平成21年度再評価予定地区) 6地区	○再評価予定地区について、事業主体(県)と連携を図りつつ、再評価地区別結果書(案)の取りまとめを行う。	11月～1月 地区別資料(案)作成 2月末 地区別資料(案)の本 省報告 3月末 再評価結果公表(本省)	10月1日 再評価対象地区を選定 2月26日 再評価結果(案)を本省へ報告	整備部 防災課 設計課
(6)農地利用の促進 ○農地情報共有化の推進 市町村、農業委員会、農協等の関係機関による農地情報の共有化を推進するため、各県担い手協議会及び県土地改良連合会と連携した事業推進活動等を実施する。 目標 21年度までに市町村段階(農振計画策定市町村)で農地情報図の基盤となる地図を農振農用地区域の100	○関係機関と一体となった事業推進 事業推進に係る各種会議等の実施(関係会議への参加、局主催会議の開催等) ○地域担い手協議会等への個別推進活動の実施 (県等と連携し現地要請活動) ○農地情報の共有化推進資料の	○21年度末まで管内農振農用地区域のGISを、100%整備 ○毎月の進捗状況の県別・市町村別把握及び本省報告 4月～9月 地域での農地情報共有化の推進を図るため、管内各市町村に出向く	○1月末現在、全体調査整備計画に対する整備率は85%であるが、農振農用地区域内面積に換算すると100%の整備率となっている。 ○毎月10日までに進捗状況等を把握し本省へ報告 5月8日 九州管内地域担い手協議会等担当者事業説明会を開催し農地情報共有化への取組依頼を実施 5月11日 宮崎県の農地情報共有化関係事業説明会に参加し事業説明を実施	生産経営流通部 構造改善課 整備部 地域整備課

<p>%を目標に整備し、農地情報を付加して情報の共有化を図る。</p> <p>(参考) 21年3月末地図情報整備率 89%</p>	<p>作成 共有化推進関係資料の作成、HP掲載内容の見直し等 ○農地の地番図の早期整備に向け、実施団体に対する指導を実施 ○地番図のデータ提供が困難な市町村に対するキャラバン等の実施</p>	<p>等により事業実施を要請 4月 共有化推進関係資料作成、HP見直し ○必要に応じて、県及び事業実施主体と連携したキャラバン等の実施</p>	<p>5月11日 九州・沖縄ブロック水土里情報センター連絡会議への参加 5月18日 熊本県内で現地推進活動 6月4～5日 水土里事業等担当者会議及び個別ヒアリングの実施 9月11日 水土里事業推進九州・沖縄ブロック会議の開催 1月21日 県・県土連等担当者会議を開催し22年度の農地情報共有化への取組方針等を説明 2月3日 水土里情報システムの運営に係る九州ブロック会議の開催 ○HPに関係資料の掲載</p>	
<p>○農地制度見直しに係る新たな制度の普及定着</p>	<p>○関係会議、制度説明会・現地説明会等への対応 ○関連資料の作成・配布等 ○HPの内容見直し(農地制度見直しに対応し、農地制度の掲載、記載内容等を見直す)</p>	<p>法案改正前後及び施行時制度見直しに係る説明会等への参加・開催 必要に応じて逐次情報提供制度改正資料の作成・配布等</p>	<p>○関係会議の開催等(説明会等の開催、関係会議の参加)(7月～:随時) ○届出制について管内法務局等関係機関へ要請活動を実施(12月) ○局独自資料を作成・配布(随時) ○HPの内容見直し ○新たな制度の普及定着状況の把握(2月)</p>	<p>生産経営流通部 構造改善課</p>
<p>○特定法人貸付事業、農業生産法人等による一般企業の農業参入の促進</p> <p>[数値目標] 平成21年度末目標:60法人(達成目標については、制度見直し(特定法人貸付事業の廃止)に伴い再検討を行う。)</p>	<p>○農業情勢の変化や農地制度見直しに対応し、九州における企業参入の在り方を検討するとともに、地域性に応じた企業参入の促進を図る。</p> <p>○具体的な取組内容 ①今後の参入方針等の検討 ・農地制度見直しと九州農業の特性を踏まえて今後の参入推進方針を決定する。 ②関係会議への参加 ・建設業、食品産業等の会議、各県等の会議に参加し、参入方法を説明する。 ③現地推進・意見交換会等の実施 ・各県、団体、企業等と意見交換を行う。 ④関係資料の作成、HP掲載等 ・制度の概要等の資料を作成・配付するとともに局HPに関連資料をUPする。 ⑤参入希望企業の相談対応 ・各県等と連携し、参入を希望する企業等に対して、制度や支援事業の説明、受入市町村の紹介等を行う。</p>	<p>随時 会議参加、PR、企業相談対応等 4～5月 農地制度見直しに伴う新たな参入推進方向の検討</p>	<p>○特定法人貸付事業の廃止に伴う新制度による参入方法(一般法規制による農地の取得等)の普及定着 ・関係資料の作成及び配布を実施 ○企業等の相談件数:30件 ○関係会議等の開催:7回参加 ○HPに関係資料を掲載し、逐次内容の更新</p>	
<p>(7) 耕作 ○「九州農政局耕作放棄地対策プロジェクトチーム」</p>	<p>(面積調査及び計画策定)</p>			<p>農村計画部</p>

放棄地対策

が中心となり、平成20年度に取りまとめた「全体調査」及び「耕作放棄地解消計画」の見直し等のフォローアップを行うとともに、平成23年を目途に農振農用地区域を中心に耕作放棄地の解消を図る。

〔参考〕

現状：耕作放棄地面積 約56千ha
うち農振農用地区域内 約16千ha
(耕作放棄地全体調査：平成21年3月末)

計画の策定等に向け以下の取組みを行う。

- 全体調査、耕作放棄地解消計画のフォローアップの実施
- 耕作放棄地解消に向けた現地意見交換会の実施

1月末 全体調査結果集約
2月末 解消計画集約
5～10月 各県2市町村

- 平成20年度に取りまとめた「全体調査」、「耕作放棄地解消計画」のフォローアップを実施し、全体調査結果等を取りまとめた
耕作放棄地面積 約63千ha
うち農振農用地区域内 約18千ha(耕作放棄地全体調査：平成22年1月末)
- 耕作放棄地活用方策等検討チームを中心として、農家、農業法人、企業、JA等関係機関との意見交換を実施（5月～3月、各県2市町村程度、25市町村を対象に実施）
主な意見交換の内容
・耕作放棄地が解消できない要因
・耕作放棄地解消に向けた取組方針及び今後の課題 等

農村振興課
生産経営流通部
構造改善課
整備部
農地整備課
統計部
統計企画課

- 耕作放棄地解消優良事例集の作成・配布

○解消形態毎に各3事例（昨年に引き続き実施）

- 4月局ホームページで公表

- 県、地域協議会と連携した耕作放棄地解消状況の把握及び指導

毎月

- 耕作放棄地解消の各県への周知、指導
耕作放棄地全体調査等の取組に関し適切にフォローアップしていただくよう農村計画部長等名で各県農政主管部長等あて通知（6月、7月）。
- 全体調査の進捗状況の把握
毎月月末時点における耕作放棄地全体調査の進捗状況を県からの報告により把握し助言（9月～2月）

- 「九州地域戦略作物生産拡大運動推進チーム」とも連携して、大豆や飼料作物等の栽培促進を図る。

随時

- 九州地域戦略作物生産拡大運動推進チーム第2回局内会合において意見交換（6月）等を行い、それに基づいて協議会等に対し大豆等の栽培推進のPRを行った。

- (交付金関係)
○「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の活用を促進を図る。

4月下旬～
各県の担当者を集めて説明会を実施するとともに、各県に出向き県、市町村の職員等担当者に対する説明会を実施する。

5月中
各県の取組予定等について個別にヒアリングを実施する。

個別ヒアリング後
「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の活用が未定の市町村を中心にキャラバンを実施（100市町村）し、活用市町村数を増加させる。

- 行政機関への説明会等
4月23日 九州管内各県担当者会議
4月24日～5月29日 九州各県別説明会
5月28日～6月4日 局部長から各県部長等に対してH21補正予算等を説明
6月18日～9月17日 各県から耕作放棄地解消に向けた今後の方針等について個別ヒアリングを実施
1月25日 耕作放棄地対策九州ブロック担当者会議

- キャラバンの実施
農政局幹部、国営事業所長等により、市町村長等に対して要請
・市町村長要請 71市町村
・市長会要請 2県（福岡県、熊本県）
・政策提案会要請 4市町
・土地改良区理事長要請 21改良区

- 農業生産基盤の整備による耕作放棄地解消を支援する。

〔耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業〕「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の活用促進

- 「耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業」については、平成22年度の新規採択に向けて6～7月に局ヒアリングを実施する。

- 「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」について

7月1～13日
新規採択地区のヒアリング実施（長崎、大分、宮崎）

6月3～4日
補助事業農地整備課所管担当者会議において事業内容を説明

			も、平成22年度の新規採択に向けて事業のPRを行う。		
		(関連データの調査関係) ○管内の統計・情報センターが、市町村・農業委員会との調査チーム打合せに参加しフォローアップが円滑に実施できるよう農村振興課とも連携して関係機関に働きかける。	7月 調査チーム第1回打合せ 8～9月 " 第2回打合せ 12月 " 第3回打合せに参加	○統計組織のフォローアップの実施に当たっては、市町村・農業委員会等から協力要請があった場合に限り対応することとなった。(平成21年7月23日付け21統計第299号大臣官房統計部長通知) ・第1回調査チーム打合せ：宮崎県内6市町に出席 ・第2回調査チーム打合せ：宮崎県内2市町に出席	
		○統計組織から市町村に対して、フォローアップ調査集計結果の農業資源調査への反映要請を行う。	12月 農業資源調査へのフォローアップ集計結果の反映を要請	○耕作放棄地全体調査による耕作放棄地面積を農業資源調査に反映させてきたが農業資源調査が7月に廃止された。	
(8)農林水産物・食品の輸出促進	○農林水産物・食品の輸出を促進	○輸出に取り組む事業者へのサポート体制を強化するために、補助事業による支援と合わせ九州が一体となった輸出促進の取組を推進 ①「農林水産物等輸出促進対策」の推進及び「活きた輸出情報ネットワーク構築事業」の円滑な実施 ②九州農林水産物等輸出促進ネットワークの構成機関(各地域の輸出実務機関等)に対するセミナー等を活用した情報提供	○輸出促進対策は、管内6実施主体で実施 12月 「オリエンテーションの会」を開催 7月 輸出促進ネットワーク総会開催	9月4日 輸出促進対策事業(二次公募)説明会を開催。(15社参加) 8月21日 活きた輸出情報ネットワーク構築委託事業説明会を開催。 12月1日 「輸出オリエンテーションの会」を鹿児島市(サンロイヤルホテル)で開催(参加者160人、商談会36社の参加) 7月30日 九州輸出促進ネットワーク総会を開催(56会員中35会員参加) 7月31日 輸出促進ネットワーク実務委員会を開催。 1月13日 熊本県農畜産物輸出促進協会への情報提供 1月19日 熊本県物産振興協会への情報提供 2月10日 JETORO熊本主催のバイヤー招聘事業やセミナーにおいて情報提供	生産経営流通部 農産課
3 環境対策と農村資源の保全向上	(1)バイオマス ○バイオマスの利活用促進 ・バイオマスタウン構築の加速化 【数値目標】 平成21年度末まで50市町村 平成22年度末まで80市町村 (全国目標は300地区、いずれも累計) (参考1) 22年度末目標市町村数「80」は全国目標の「300」に九州の市町村数全国比を乗じた「40」をさらに努力目標として2倍したもの (参考2)	○関係省庁の出先機関、試験研究機関、NPO法人等と連携し、バイオマスの利活用に関する情報収集やイベント等による普及・啓発を行い、バイオマスの利活用を促進 ○環境バイオマス総合対策推進事業により、九州管内の市町村のバイオマスの実地調査及び普及・啓発活動を行い、バイオマスタウンの構築を促進	○12月までに九州地域バイオマス関係機関連絡会議の開催 ○バイオマスの利活用に関連する新技術、取組事例などを紹介するセミナー等の開催(年1回以上) ○21年度の実地調査対象市町村を、バイオマスタウン構想策定に連動するよう10月末までに決定、早期の調査開始 ○19・20年度の実地調査対象	6月25日 九州地域バイオマス関係機関連絡会議担当者会議を開催 11月17日 九州地域バイオマス関係機関連絡会議を開催 ○九州地域バイオマス関係機関連絡会議、九州バイオマス発見活用協議会、NEDO九州支部の3者でバイオ燃料に関する地域説明会を2回開催 11月6日 木質バイオマスの利活用方法や支援事業、CO ₂ 排出量取引を講演テーマに「バイオマス・ニッポンin大分」を大分市で開催、120名参加 11月17日 バイオマスを核とする循環型社会をテーマに「バイオマス・ニッポンin熊本」を熊本市で開催、146名参加 ○3月末現在でバイオマスタウン構想が公表された市町村の数は47になった。このほか、2市から年度内に応募があり、4月の公表が見込まれる。 ○実地調査対象市町村の選定は、10月末までに25市町村を決定し、随時調査を開始した。このうち、年度内にバイオマスタウン構想の公表された町が1、策定中が1、22年度に策定を計画する市町村が2となった。 ○九州バイオマス発見活用協議会によるバイオ燃料に関する地域説明会を7県8	企画調整室

	<p>バイオマスタウン構想公表市町村数（累計）</p> <table border="1" data-bbox="197 164 651 296"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>90</td> <td>136</td> <td>172</td> </tr> </tbody> </table> <p>・国産バイオマス燃料の生産拡大 {参考} 20年度は新規2地区を含む4地区で事業を実施</p>		18年度	19年度	20年度	九州	13	18	30	全国	90	136	172	<p>市町村等へのバイオマス事業及びバイオマスタウン構想策定の推進</p> <p>○地域バイオマス利活用交付金の活用による市町村やNPO等が行うバイオマス利活用施設の整備を支援するとともに既存のバイオマス施設の事業成果拡大のための拡充整備を支援</p> <p>○バイオ燃料地域利用モデル実証事業の活用による地域資源を活用したバイオ燃料の実用化に向けた地域の取り組みを支援。 ○実施地区の活動を通じた更なるバイオ燃料の普及・啓発を実施</p>	<p>市町村等の意向を把握し、本省や関係各課との連携による早期の実施協議や予算措置等を実施</p> <p>○本省や関係各課との連携による早期の実施協議や予算措置等の実施。 ○担当者会議等による事業の普及・啓発を実施</p>	<p>会場で開催し、バイオマスタウン構想の公表メリットについて説明 ○地域整備課と連携し、7月以降、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島県への市町村キャラバンを行い、バイオマス関係支援事業説明と構想策定を要請した。このうち、1町が構想策定に着手</p> <p>○企画調整室と連携し、6県16市町において事業説明キャラバンを実施 ○関係課と連携を図り、変更を含む事業実施協議10地区及び予算割当を実施</p> <p>○平成21年度本省第2回公募により新たに2地区の追加実施を決定、実施に向けた実施計画の審査、予算事務手続きについて、3月末までに完了 ○継続中の4地区及び21年度採択4地区に対し、事業実施計画に基づく活動ができていないか事業管理調査及び現地調査により確認</p>	<p>整備部 地域整備課</p>
	18年度	19年度	20年度														
九州	13	18	30														
全国	90	136	172														
<p>(2)リサイクル</p>	<p>○容器包装リサイクルの推進 点検指導の実施：1,144事業者（20年度1,355事業者）</p> <p>○食品リサイクルの推進 点検指導の実施：1,518事業者（20年度1,949事業者） リサイクルループの取組：3件以上（20年度2件）</p> <p>○食品製造事業者における省エネの取組の推進 工場等の現地調査の実施：30工場（20年度16工場）</p>	<p>○容器包装リサイクル法の啓発・普及、再商品化義務の履行等の点検指導を行うとともに、再商品化義務不履行事業者への改善指導等を実施し、容器包装リサイクルを推進する。</p> <p>○食品リサイクル法の啓発・普及、点検指導を行うとともに、リサイクル・ループの取組及び再生利用事業者の登録を推進し、食品リサイクルを推進する。</p> <p>○食品製造事業者における省エネの実効性を高めるため、工場等の現地調査を実施するとともに、取組が不十分な工場等に対し、文書指導及び立入検査を実施する。</p>	<p>○点検指導の実施（1,144事業者） 4～6月 定期報告義務食品小売事業者（42事業者）に対する事前指導、報告徴収、内容確認等 5月中 再商品化義務不履行事業者に対する立入検査（7事業者以上）の実施</p> <p>○点検指導の実施（1,518事業者） ○リサイクル・ループの啓発・普及 ○再生利用事業者の登録制度の啓発・普及 4～6月 定期報告義務食品関連事業者（1,800事業者）に対する事前指導、報告徴収、内容確認等</p> <p>○現地調査の実施（30工場） ○文書指導の実施 4～6月 立入検査の実施（2工場以上）</p>	<p>○点検指導結果 第1／四半期（71事業者） 第2／四半期（247事業者）</p> <p>○定期報告義務食品小売事業者42事業者に周知（6月末迄）し、43事業者（新規事業者含む）から定期報告書が提出</p> <p>○再商品化義務不履行事業者に対する立入検査 中央レベル（経済産業省、環境省、農林水産省）において、実施規程等について調整中であり21年度中の実施はできていない。</p> <p>○点検指導結果 上半期（757事業者） ○食品リサイクルループの申請・・・1件 ○登録再生利用事業者・・・1事業者（空白県の解消）</p> <p>○定期報告 義務食品関連事業者に対する事前指導の結果、569事業者から定期報告書の提出。また定期報告の義務があると思われる未提出者へ依頼文書送付（512事業者）</p> <p>○工場現地調査を17工場実施し、その結果、文書指導を要するものが4工場、立入検査を要するものが2工場と判定された。（文書指導は全て年度内に実施。立入検査については、対象2工場のうち、1工場は年度内に実施。残る1工場は22年度に実施予定。）</p> <p>○立入検査4件実施（うち20年度の定期報告書に基づくもの2件、現地調査に基づくもの2件）し、その結果、文書指導を要する2工場に対し、指導を実施した。また、20年度中に立入検査を実施していた1工場について、文書指導が必要と判断されたため、指導を実施</p>	<p>生産経営流通部 食品課</p>												
<p>(3)農地・水・環境保全</p>	<p>○新たに農地・水・環境保全向上対策に取り組む地域の拡大や、各活動組織の積極的な保全活動の展開を促進する。</p>	<p>○新たに本対策に取り組む地域の拡大に向けて、進捗管理の徹底と活動組織への支援・指</p>	<p>○本対策の取組の少ない市町村を中心に、拡大に向けて推進を図る。</p>	<p>○管内各県及び地域協議会との連携により、平成21年11月15日現在、新たに146の活動組織が取組を開始</p>	<p>整備部 農地整備課</p>												

<p>(参考)平成22年3月9日農林水産省公表値</p> <table border="1" data-bbox="190 215 660 327"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度 取組面積(千ha)</th> <th>21年度 取組面積(千ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州</td> <td>184</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>1,361</td> <td>1,419</td> </tr> </tbody> </table>		20年度 取組面積(千ha)	21年度 取組面積(千ha)	九州	184	190	全国	1,361	1,419	<p>導の強化を行う。</p>	<p>5月中 管内担当者会議等を実施し、各関係機関による活動組織への支援・指導の強化を図る。 ○6月30日(特別な事情がある場合に地域協議会長が同日までに局長あて届出を行ったときは10月31日まで)新規採択申請期限に向け、進捗管理を徹底(要望量と活動組織の設立状況等の把握)する。</p>	<p>・活動組織数 H20 3,804 → H21 3,950 ・取組面積 H20 184,076 ha → H21 189,802 ha</p> <p>8月21日 ふるさと環境フォーラム・九州連絡会主催による九州「農地・水・環境保全」フォーラム in 福岡の開催協力 9月26日 大分県「農地・水・環境保全向上対策」シンポジウムの開催協力 10月28日～ 対策の施策評価に係る現地調査 11月23日 熊本県活動組織の集いの開催協力 1月25日 長崎県促進大会への参加 2月1日 佐賀県フォーラムへの参加</p> <p>○農地・水・環境保全向上対策にかかる九州農政局ホームページの充実 ○1月12日～ 交付金に係る会計経理の抽出検査(管内7県各12活動組織対象)</p>
	20年度 取組面積(千ha)	21年度 取組面積(千ha)										
九州	184	190										
全国	1,361	1,419										
<p>○消費者・国民が享受する豊かな農村環境の保全・創出 〔管内の土地改良事業の計画が、生態系や景観など環境に配慮した内容となるよう取組を推進〕</p>	<p>○環境に配慮した計画内容を誘導するための普及啓発の取組を強化 ○計画策定の過程で、環境に関する専門家や地域住民の意見を幅広く聴き、計画内容に反映</p>	<p>12月まで 環境配慮に関する普及啓発を目的とした会議を開催 2月 環境配慮に関する取組について広く意見を聴く場(協議会)を開催</p>	<p>7月28日 土地改良技術事務所で開催された、平成21年度実践技術研修(環境配慮設計・工法コース)にて「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計指針の概要」を講義。 3月 佐賀平野のクリーク整備の検討に際し、学識経験者等で構成する委員会を設置し、地域の状況に応じた経済的、技術的に最適な工法を検討。この一環として、環境配慮に関する取組についても検討</p>	<p>農村計画部 事業計画課</p>								
<p>○地域住民を対象とした農村環境学習会を開催</p>	<p>○農業農村整備事業における環境との調和への配慮や農業と農村環境との関わり等について学習会を開催 ○調査成果を活用して環境と調和した農業農村整備事業の推進</p>	<p>6月末まで 実施方法の決定 7月中 配付資料等の整理 8月末まで 農村環境学習会を開催 9月中 実施概要の情報発信</p>	<p>○環境学習会・意見交換会の開催 (1)環境学習会 ・竹田市立南部小学校4年生(41名)及び地域住民等約80名が参加 (2)意見交換会 ・地域住民や関係機関から31名が参加 ・意見交換会では、地元地域づくり協議会より、地域での環境保全活動の取組状況について話題提供をし、意見交換を行った。 ○情報発信 ・環境学習会の実施概要を取りまとめて、関係機関や地元自治会へ情報発信したほか、「広報・農業農村の整備」へ投稿</p>	<p>農村計画部 資源課</p>								
<p>○農業・農村地域の有する多面的機能の発揮や豊かな田園自然環境の形成のため、環境と調和した農業農村整備事業の推進</p>	<p>○水質定期観測の実施(管内21地点、3回) ○生物の生育生息環境評価マップ等の作成(1地域) ○各調査目的に沿った技術手法等の作成(2地区)</p>	<p>5月末 各調査の業務発注 2月まで 水質分析結果の取りまとめ 3月まで 生息環境マップ作成 3月まで 調査結果の取りまとめ 3月まで</p>	<p>○生息環境向上技術調査(佐賀東部地区) ・生息環境を向上させる技術手法を作成するため、現地に設置している実証施設等の効果を把握する生物調査を実施(5月～11月) ・事業計画段階で環境配慮工法を選定する際、また、維持管理する中で環境配慮に取り組む際に参考となり得るよう「手引き」を取りまとめた。(2月～3月) ○生息環境情報調査(豊後地域) ・生息環境評価マップ作成の対象範囲の現地踏査を踏まえ、ゾーニング区分を行い、ゾーニングごとの環境特性や注目される生育・生息環境の現地状況を確認(1</p>									

			調査地域に係る地元自治会等へ成果報告会を開催	2月) ・生息環境評価マップを作成(2月) ○水環境情報調査(九州管内) ・広域農業地域(7地域)の基幹的農業水利施設21地点において、農業用水の水質分析をかんがい期(4月～9月)に3回実施。また、畑地かんがい地区の13地点については、冬季調査も12月に1回実施 ○生物多様性保全手法確立調査(豊肥地区) ・生物多様性の現況を把握するための生物調査を3回(8月、10月、2月)実施し、8月と10月の調査では、昨年とほぼ同程度の生物の生育・生息が確認された。 ・専門分野からの有識者による現地検討委員会を2回(11月と12月)開催し、生物多様性の保全・向上を図るための対策方針やモニタリング計画等に関する助言・指導を受けた。 ・また、12月の現地検討委員会に併せ、調査地区に関係する農家や地域住民を対象に、ワークショップを開催し、環境保全の取組方向などについて意見交換を行い、地域住民の方々の意識向上を図った。	
		○地盤沈下量、地下水位の継続観測、地下水利用量の把握(1地区) ○地下水利用実態や地下水障害現況の把握及び塩水化対策の検討(1地区) ○農業用地下水の利用実態の把握、地下水障害発生状況の確認(管内)	6月末 業務発注 12月まで 観測結果等の中間取りまとめ 2月 関係府省連絡会議へ報告 3月まで 調査結果の取りまとめ 3月まで 調査地域に係る地元自治会等へ成果報告会を開催	○地盤沈下量、地下水位の継続観測(有明海沿岸地区) ・筑後・佐賀平野地盤沈下等対策要綱地域において、NN事業実施地域における地盤沈下量及び地下水位について3箇所継続観測を行い、地盤沈下の動向を監視 ○地下水利用実態や地下水障害現況の把握及び塩水化対策の検討(八代平野地区) ・地下水の塩水化が問題となっている八代平野北部地域において、地下水利用実態及び地下水障害現況をアンケート調査により把握し(9月)、その結果を基に塩水化を生じさせない地下水利用量をシミュレーション解析により算出した(11～2月)。 ・また、塩水化の原因を探るため通年にわたり、地下水位及び電気伝導度の継続観測を実施した。 ○農業用地下水の利用実態の把握、地下水障害発生状況の確認(九州管内) ・全国の農業用の地下水資源量を把握するため、九州管内の21の農業用地下水利用地帯において、市町村・土地改良区へのアンケート調査及び現地踏査をもとに(8～1月)、農業用地下水利用量を算出した(1月)。	
(4) 環境保全型農業	○環境保全型農業の推進 ・有機農業の推進 ・エコファーマー認定制度の推進 ・土壌保全対策の推進	○有機農業モデルタウン事業の活用。 ○エコファーマー認定制度の推進、土壌保全対策等の推進方策等の指導	5月 有機農業モデルタウン事業実施地区担当者会議の開催 5月 環境保全型農業推進担当者会議の開催 6月 九州地域有機農業推進連絡協議会の開催	5月1日 有機農業推進事業実施地区担当者会議 5月18日 環境保全型農業推進担当者会議 8月11日 土壌保全対策等ブロック会議 10月1日 九州地域有機農業推進連絡協議会 1月27～28日 九州ブロックエコファーマー研修会への支援 3月18日 九州沖縄ブロック環境保全型農業推進コンクール表彰式及び環境保全型農業推進大会	生産経営流通部 農産課
4 農山漁村の活性化					
(1) 農山漁村活性化の推進	○農林漁業者などからの相談に対し、関係部・室と連携し各種事業制度の紹介など適切に対応するとともに、農山漁村活性化に資する事業の普及啓発及び執行により、農山漁村の活性化の支援を強化する。	○九州農政局農山漁村活性化支援窓口業務(相談対応、事業・制度紹介等)の円滑な実施	○年間を通し、支援窓口をPRしワンストップによる国民の目線に立った対応に努める。	○支援窓口をHPやパンフレット等でPRするとともに、支援窓口への58件(4～3月)の相談や問い合わせ等に対し、親切、丁寧な事業・制度の紹介や情報提供等を行い、農山漁村活性化を支援	農村計画部 農村振興課
		○市町村等による農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の	○1月の募集に向け、事前相談の適切な対応に努める。	○相談者に適切に対応し、新規55地区、継続57地区の農林水産物の直売や処理加工施設、及び交流や体験施設などの整備により総合的取組を支援	

		活用を推進																		
		○関係府省の地方支分部局が連携し、地方の元気再生事業の活用を推進	○年度当初の募集に向けた事業のPR、敏速な委託契約、及び契約後の効果的な執行の指導等に努める。	○委託契約8件を敏速に締結し、地域主体の立ち上がり段階のソフト面の様々な取組に対し、適切な指導等により効果的な執行を促し、地域の活性化を推進																
		○農山漁村（ふるさと）地域力発掘支援モデル事業を実施している59協議会を参集した研修会を開催して、協議会活動の取組を支援 ・各協議会が活動状況を報告し、第三者委員が活動を評価 ・協議会間の情報交換により協議会相互のネットワークづくりを促進	通年 協議会が実施する事業への指導や助言を行い、59協議会の活動を支援 ○年度末に協議会から提出される事業実施結果報告を踏まえた研修会を行い、59協議会の活動を支援	○事業アドバイザーからの助言や情報交換等を目的とした研修会を開催し、協議会活動を支援（11月12日人吉市、13日福岡市）。 ○協議会の活動状況報告や情報交換による協議会相互のネットワークづくりを目的に事業アドバイザー（第三者委員）等も参集した意見交換会を実施（2日8日熊本市）																
(2)都市と農山漁村の共生・対流	○将来的に全国の小学生が農山漁村を訪れ、1週間程度の宿泊体験活動を行うことを目的とした「子ども農山漁村交流プロジェクト」において、受入の取組を行う地域の拡大を目指す。 〔数値目標〕 小学校と受入地域とのコーディネートシステム登録地域数(九州) H20年度 → H21年度末 18地域 → 28地域 ○九州グリーン・ツーリズムネットワーク推進会議を設置し、民間で行われている九州一円でのグリーン・ツーリズムの取り組みに対し、側面から行政機関が連携・支援することにより、都市と農山漁村の共生・対流の円滑な推進を図る。	○全国コーディネート組織や消費生活課等と連携し、将来的に受入地域となる可能性がある行政機関、農山漁業関係団体、農林漁業者、NPO法人等の関係者にプロジェクトの取組を紹介し、周知を図るとともに受入地域に向けた検討を促す。 また、管内各県と連携し、教育関係者への働きかけを行う。	上半期 農山漁家民宿（民泊）に取り組んでいる地域の発掘及び支援教育関係者への働きかけ 下半期 次年度以降、受入地域となる可能性がある地域に対し、コーディネートシステム登録に向けた支援を実施	○取組見込みのある地域に出向き、本プロジェクトについて説明し、事業実施の働きかけを実施（八代他8地域） ○管内7県の義務教育課、熊本市長会（81小学校）に出向き、本プロジェクトのPRを行うとともに、小学校の参加を促した ○コーディネートシステム登録予定地域：30地域（22年3月見込み） （20年度末：小値賀他17地域） （21年度末：伊万里他29地域） （福岡県：1、佐賀県：2、長崎県：5、熊本県：4、大分県：7、宮崎県：5、鹿児島県：6）	農村計画部 農村振興課															
		○民間で行われている九州一円でのグリーン・ツーリズムの取組に対し、九州運輸局等の行政機関と連携して、支援体制を整備	上半期 九州グリーン・ツーリズムネットワーク推進会議の立ち上げ 下半期 九州グリーン・ツーリズムネットワーク推進会議と民間のネットワーク団体等との意見交換会の開催	○九州グリーン・ツーリズムネットワーク推進会議の設立（6月30日） 構成員：九州運輸局、九州農政局管内各県グリーン・ツーリズム担当課 ○九州グリーン・ツーリズムネットワーク推進会議を開催し、民間のネットワーク団体（「九州のムラたび応援団」）の平成21年度及び22年度の活動（九州グリーン・ツーリズムシンポジウムの開催等）に係る、連携・支援の方策等について意見交換を実施（12月11日）																
(3)農商工連携	○食農連携による国産農林水産物を活用した新商品の開発、販路拡大等の取組の推進 ○九州地域の食材を活用した試作品・新商品を10商品創出 （参考）商品開発数及び販売数 <table border="1" data-bbox="230 1201 636 1323"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品開発</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>商品販売</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> ○農商工連携の推進 農商工等連携事業計画を各県2件以上認定（20年度：農商工等連携事業計画20件認定）		17年度	18年度	19年度	20年度	商品開発	3	16	10	22	商品販売	1	6	5	7	○地域の食品産業、農林水産業者等との連携の構築を一層推進・強化するとともに、九州産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大等の取組を支援する。	6月 九州地域食料産業クラスター連絡協議会総会 8月 地域食品ブランド維持・管理セミナー 9月 コーディネーター育成研修会 11月 九州地域食料産業クラスター促進技術フェア 11月 九州地域食品商品改善支援会 2月 食農連携セミナー	7月1日 九州食料産業クラスター連絡協議会総会（国際交流会館） 7月31日 地域食品ブランド維持・管理セミナー（交通センターホテル） 10月9日 九州地域食品商品改善支援会（KKRホテル熊本） 11月13日 食と農の技術交流会in九州2009（福岡ファッションビル） 12月4日 食農連携セミナーin熊本（熊本市国際交流会館） 1月15日 食農連携のための現地コーディネーター研修（大分市産業活性化プラザ）	生産経営流通部 食品課
		17年度	18年度	19年度	20年度															
商品開発	3	16	10	22																
商品販売	1	6	5	7																
	○九州経済産業局と連携して、九州における農商工連携を着	○九州地域農商工連携促進協議会（2回程度）	7月22日 九州地域農商工連携促進協議会（福岡市） 10月15日 農商工連携フォーラム（熊本テルサ）																	

		実に推進していくため、九州地域農商工連携促進協会を中心に、イベント等の開催により啓発・普及を図る。	○農商工連携フォーラム(1回) ○農商工連携マッチングフェア(1回)	10月28日 2009農商工連携マッチングフェアin佐賀(佐賀市) 1月25日 2010農商工連携マッチングフェアin宮崎(宮崎市) ○農商工等連携事業計画認定：20件(3月15日現在)																						
(4)鳥獣害防止	○野生鳥獣による農作物等被害の軽減 (参考1)農作物被害額の推移 (単位：千万円)	○鳥獣被害防止特措法(平成20年2月に施行)に基づき、被害防止計画の作成を予定している市町村に対する計画作成の推進	○管内担当会議、研修会等の普及啓発活動を通じて周年的に推進 9月 管内担当会議	○管内で全市町村の約7割を占める177市町村(管内245市町村)が被害防止計画を作成(22年3月末現在)	生産経営流通部 農産課																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州</td> <td>390</td> <td>370</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>1,870</td> <td>1,960</td> <td>1,850</td> </tr> </tbody> </table> (参考2)被害防止計画の作成状況(20年12月末現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全市町村数</th> <th>計画作成市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州</td> <td>249</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>1,782</td> <td>511</td> </tr> </tbody> </table> (佐賀・長崎は全市町村策定済み)		17年度	18年度		19年度	九州	390	370	300	全国	1,870	1,960	1,850		全市町村数	計画作成市町村数	九州	249	97	全国	1,782	511	○平成21年度鳥獣害防止総合対策事業により地域の取組を支援	適宜 事業のPR及び執行事務	○21年度鳥獣害防止総合対策事業(一次及び二次公募)では、管内で92の地域協議会等を事業採択し、地域の取組を支援 6月4日 大分県鳥獣害対策アドバイザー研修会(日田市) 6月19日 鳥獣害対策関係予算説明会(福岡市) 9月15日 鳥獣被害に関する研修会(球磨村) 9月17日 鳥獣害防止総合対策事業説明会(和水町) 10月26日 九州地区鳥獣害防止総合支援事業担当者会議(熊本市) 2月3日 鳥獣被害防止総合対策交付金担当者会議(大分市) 2月9日 鳥獣被害対策担当者会議(合志市) 2月16日 鳥獣被害対策担当者会議(福岡市)
		17年度	18年度	19年度																						
九州	390	370	300																							
全国	1,870	1,960	1,850																							
	全市町村数	計画作成市町村数																								
九州	249	97																								
全国	1,782	511																								
	○九州地域における野生鳥獣の保護・管理、効率的な防除のあり方等について、県、試験研究機関等と連携し、特に九州地域で問題となっている鳥獣の被害対策について検討を実施	10月 九州地域野生鳥獣対策連絡協議会開催	2月1～2日 九州地域野生鳥獣対策連絡協議会(長崎市)※2日現地検討会 九州地域で生息分布域が拡大している特定外来生物(アライグマ等)について検討を実施																							
(5)中山間地域の活性化	○中山間地域等直接支払交付金制度の着実な取組を推進 [参考] 現状：19年度は管内179市町村で事業を実施 交付面積82千ha 交付額93億円 ※ 20年度実績は6月末に公表予定	○平成20年度実施状況調査及び取組事例の把握を行い、当該調査結果等を農政局のホームページに公表することにより、本制度の普及・推進を図る。	4月～5月上旬 県報告内容確認・修正 5月中旬 調査結果本省報告 6月末 全国版調査結果公表(本省) 7月末 九州版調査結果公表(局)	6月中旬 全国版調査結果公表(本省) 6月中旬 九州版調査結果公表(局) 8月上旬 最終評価結果公表(本省) 9月上旬 全国版取組事例公表(本省) 9月上旬 九州版取組事例公表(局)	整備部 地域整備課																					
		○現行制度の最終年度である平成21年度まで、適切な取組がなされるよう指導・助言等を行う。	○会議や現地調査時に県、市町村等に対する指導・助言等を行う。	6月13日 中山間地域等直接支払の継続と拡充を求める高森意見交換会(高森町林業総合センター) 9月4日 鹿児島県下現地調査																						

		○次期対策について、概算要求 がなされたところであり、関 係機関と連携し、その普及・ 推進を図る。	5月～6月 担当者会議の開催 4月～3月 管内7県現地調査の実施	11月20日 管内各県及び各農政事務所担当者会議を開催 12月17日 大分県国東市現地調査 1月28日 九州・沖縄ブロック本省キャラバンを開催 1月29日 熊本県西原村、山都町現地調査	
	○中山間総合整備事業及び農業集落排水事業等の所管 する各補助事業について、各県と連携を図りつつ、 適正な予算管理及び円滑な事業の実施を行う。 [参考] 現状：20年度事業実施地区 中山間：新規6地区を含む69地区で事業を実施 集落排水：新規4地区を含む21地区で事業を実施 [数値目標] 事後評価予定地区 35地区	○県営事業地区の適正な予算管 理及び円滑な事業実施のため、 事業主体(県)と連携を図りつ つ、適正な予算措置を行う。 ○事後評価予定地区について、 事業主体(県)と連携を図りつ つ、事後評価地区別結果書(案) の取りまとめを行う。	○各県営事業地区毎の年度・ 残事業費及び事業量を把握 し、適正・円滑な事業執行 を行う。 ○担当者会議等により、新規 制度の説明等や事業主体間 の情報共有の場を設け、円 滑な事業執行を行う。	7月下旬 総事業費改訂把握 9月上旬 予算割当要求把握 6月1日 地域整備課所管事業担当者会議を開催 ○中山間事業における事後評価の2地区(佐賀：唐津東部、宮崎：東郷)を選定 ○2月5日事後評価技術検討会の開催 ○3月末公表	
5 施策実 施のため の統計調 査	○農林漁業経営体の経営収支、生産コスト等の経済活 動の実態把握に係る統計調査を実施し、各種農林水 産施策の円滑な推進・検証に資する。	○営農類型別経営統計調査、農 畜産物生産費統計調査、漁業 経営統計調査、生産農林漁業 所得統計、農作物価統計調査 を実施	適時 管内及び県内の担当者 会議、調査関係指導会、 業務打合せを適宜開催 随時 調査結果検証等のため に関係団体からの情報 収集を実施 適時 調査ごとに定められた 本省報告期日までに調 査結果を報告	4月15～16日 全国課長会議出席 4月22日 九州課長会議開催 4月21～24日 県内センター担当者打合せ 7月2～9日 県内センター所得統計打合せ 3月17日 全国課長会議出席 3月23日 九州課長会議開催 3月25～26日 県内センター担当者打合せ	統計部 経営・構造統計 課
		○結果の地方公表に当たり、県 や関係団体への説明を行い共 通認識の醸成を図る。	○地方公表に当たり、公表関 係資料により県や関係団体 へ説明	○全国公表のみ、小麦、大豆、サトウキビ、原料用かんしょ生産費、畜産物生産 費、漁業経営調査、農業総産出額 ○全国公表及び九州公表 11月18日 平成20年産米生産費(九州) 1月29日 平成20年個別経営の営農類型別経営統計(九州)(水田作・畑作経営)	
	○統計調査結果により調査客体への還元資料を作成の 上、提供を行い、調査客体の統計調査への理解を深 め、農林水産統計調査の円滑な実施に資する。	○農業経営統計調査結果により 「図解くまとの農業経営」 を作成し、調査客体へ還元す るとともに関係機関・団体等 へも提供	3月まで 22年4月の還元を目途 に、調査結果データの 整理、還元用資料作成	・20年版「図解くまとの農業経営」 7月配布	
	○水稻に係る作付面積、作柄概況、予想収穫量及び収 穫量調査を実施し、適正な作付面積・単収・収穫量 データの整備を行い、米政策の円滑な推進・検証に 資する。	○水稻の生育期間に併せ標本調 査を実施し、調査結果を公表 (本省と同時公表、記者レク の実施)	4～5月 管内及び県内会議を開 催し、調査の留 意点を周知 8月 作柄概況調査の実施及	5月14～15日 管内会議、 5月29日 県内会議を開催し、調査の留意点等を周知 8月28日 8月15日現在における生育及び作柄概況(九州)公表(記者レク) 10月2日 9月15日現在における生育及び作柄概況(九州)公表(記者レク)	統計部 生産流通消費統 計課

		<p>び公表 9月 予想収穫量調査の実施及び公表 10月 収穫量調査の実施及び公表 12月 水稲収穫量（確定）の公表</p>	<p>10月30日 10月15日現在における生育及び予想収穫量（九州）公表（記者レク） 12月8日 水陸稲の収穫量（九州）公表</p>	
	<p>○水稲に係る生育・作柄について県、関係団体等との意見交換により、共通認識の醸成を図る</p>	<p>随時 各調査の取りまとめ時期において県、関係団体等との協議会を開催し、意見交換を行う。 随時 各調査結果を公表時に関係機関に説明</p>	<p>○作物統計に関する地域協議会 県、関係団体等との協議会を開催し、意見交換を実施 第1回：8月7日、第2回：9月7日、第3回：10月7日 ○8月28日、10月2日、10月30日、12月8日 公表時に関係機関へ調査結果の説明を実施</p>	
	<p>○作付面積については、国の統計値と県水田農業推進協議会とのかい離面積解消に向けた取組方針を協議するとともに、航空写真等を活用した実測調査を実施</p>	<p>4～7月 実測市町村の選定・実施 5～7月 国の面積調査の方法について現地説明会を実施</p>	<p>4月 県との協議による取組方針の作成 7月 実測市町村に選定し、実測調査を実施（玉東町） 7月12日 国の面積調査の方法について現地説明会を実施</p>	
<p>○米・麦・大豆に係る市町村別データの整備を行い、経営安定対策の円滑な推進に資する。</p>	<p>○各作物の公表値（県計値）を基に、標本結果、関係機関からの情報収集、現地での巡回見積もり等によりデータを作成し、結果を公表</p>	<p>3月 麦、大豆の市町村別取りまとめを行う 4月 麦、大豆の市町村別統計を公表 11月 水稲の市町村別取りまとめを行う 12月 水稲の市町村別統計を公表</p>	<p>4月8日 麦の市町村別統計を公表（平成20年産） 4月24日 大豆の市町村別統計を公表 11～12月 水稲の市町村別取りまとめを行った 12月18日 水稲の市町村別収穫量を公表 3月 麦、大豆の市町村別取りまとめを行った。 3月26日 麦の市町村別統計を公表（平成21年産）</p>	
	<p>○結果の公表に当たり、関係機関への説明を行い、共通認識の醸成を図る。</p>	<p>4月 麦・大豆の公表に併せ関係機関に説明 12月 水稲の公表に併せ関係機関に説明</p>	<p>4月20日 大豆の公表を行い関係機関に説明 12月18日 水稲の市町村別収穫量の公表を行い関係機関に説明 3月25日 麦の公表を行い関係機関に説明</p>	
<p>○農林水産業の基本構造の把握に係る統計調査を実施し、各種農林水産施策の円滑な推進・検証に資する。</p>	<p>○統計組織及び県系統により行われる2010年農林業センサスの実施</p>	<p>5月 全国会議への出席 6～7月 ブロック別（九州地区）及び県内調査準備担当者会議の開催 8～10月 関係団体への調査協力要請を実施 10～11月 ブロック別及び県内実査・審査担当者会議の開催 2月1日 実査</p>	<p>5月28～29日 全国会議への出席 6月15～16日 調査準備ブロック別会議の開催 6月23日 県内調査準備担当者会議の開催 7月～ 関係団体への調査協力要請 10月13～14日 実査・審査ブロック別会議の開催 2月1日 実査</p>	<p>統計部 経営・構造統計課</p>
	<p>○20年11月1日に実査を行った2008年漁業センサス結果の公表</p>	<p>8月 県別調査結果概要について県と合同で公表 3月 九州地域の結果報告書の作成</p>	<p>8月31日 県別調査結果概要について県と合同で公表 ○九州地域のセンサス結果報告書については、センサス結果が海区での取りまと</p>	

			めとなっており、本省において海区毎の結果報告書の作成を行うことから、作成を中止。	
	○新規就農者調査、漁業就業動向統計調査、農業資源調査等の実施	適時 管内及び県内の担当者会議、調査関係指導会、業務打合せを適宜開催 随時 県、関係団体への調査協力要請及び調査結果検証のための情報収集を実施 適時 調査ごとに定められた本省報告期日までに調査結果を報告	6月15日、6月23日 管内及び県内の担当者会議の開催、業務打合せを適宜開催 10月13日、10月23日 管内及び県内の担当者会議の開催、業務打合せを適宜開催 ○県、関係団体へ調査結果検証のための情報収集を随時実施 ○新規就農者調査の報告 ○漁業就業動向調査の報告 ○農業資源調査の報告 ○集落営農実態調査の報告 ○集落営農活動実態調査の報告	
○農畜水産物に係る作付面積、作柄、収穫量調査等を実施し、農作物の需給調整等、各種農林施策の円滑な推進・検証に資する。	○各農畜水産物ごとの生育期間に併せ、集出荷団体、農家等に標本調査、郵送調査等の実施 調査結果の公表は本省公表	随時 各作物の生育期間にあわせて調査・取りまとめを行い、定められた報告期日までに本省に報告 4月 海面漁業・養殖業生産量（概数）を公表（水稲を除きその他作物は本省公表）	○各作物の生育期間にあわせて調査・取りまとめを行い、定められた報告期日までに本省に報告 4月30日 九州の海面漁業・養殖業生産量（概数）を公表	統計部 生産流通消費統計課
○農畜水産物の流通量、価格、流通経費や、食品ロス等の調査を実施し、各種農林水産施策の円滑な推進・検証に資する。	○各市場、卸売業者、食品産業事業所、一般世帯等に自計申告、郵送調査等の実施 調査結果の公表は本省公表	随時 調査ごとに定められた報告期日までに本省に報告	○全ての調査において報告期日までに報告 ○各調査期間にあわせて調査・取りまとめを行い、定められた報告期日までに本省に報告 10月8～9日、10月16日 管内及び県内担当者会議の開催、業務打合せを適宜開催	
○九州の農業の実態及び農政上の課題などを統計数値を用いて分かりやすく解説する。また、施策推進に資する加工分析を実施し、現場の実態や施策推進上の課題などについて関係者との共通認識を醸成する。	○一般国民をも対象に九州農業の概要や農政上の課題などをわかりやすくとりまとめた冊子「統計データからみた九州農業の概要と農政の推進（仮称）」を作成し、消費者等との意見交換会などにおいて説明配布する。 ○施策担当部局からテーマなどを募集し施策推進に資する加工分析を実施するとともに、関係部局が実施する施策説明会などにおいて説明し関係機関、団体等に提供する。	○5月までに作成。 ○別途計画する意見交換会などで配布説明 ○当該施策担当部局が成果物を必要とする時期（別途協議）までに作成し、説明配布する。 5月までに加工分析テーマ・スケルトンなどを決定	9月 「統計データからみた九州農業の概要と農政の推進」を刊行 ○全国55市場の青果物市況情報データを基に、九州の野菜と果実の競合産地との比較等を通じて出荷・価格動向を明らかにすることを目的とした「九州の野菜と果実」の加工分析を取りまとめ中（22年5月発行予定）	統計部 統計企画課
○統計調査結果を適時適切にホームページで提供しアクセス数の増加を図る。また、ポケット九州、年報等の提供により九州の農林水産業への理解度を高める。	○地方公表を行った統計については、速やかにホームページに掲載するとともに、統計調査結果をとりまとめた「ポケット九州」、「熊本県年報」を発行し関係機関、団体等に提供する。	○地方公表当日にホームページに掲載する。 3月までに「ポケット九州」、「熊本県年報」を発行	○地方公表は、その都度公表当日にホームページに掲載 ○3月に「熊本県年報」を発行。 ○「ポケット九州」については、収録データの一部未確定があることから、22年5月に発行予定	
6 その他 〔業務改革〕 ○九州農政局改革推進本部の庶務担当及び九州農政局改革推進本部幹事会事務局として、農林水産省改革	○農林水産省改革の工程表に合わせて九州農政局の業務改革を進行管理する。	○農林水産省改革の工程表の目標及び期限まで	○7月23日開催の「九州地域農政問題検討会（第2回）」において、委員から意見等を収集 ○改革本部、幹事会、改革推進チームを随時開催し、改革を推進している。 ○9月に「国民視点確認月間」を実施	総務部 総務課

及び九州農政局の業務改革を進行管理				
<p>〔農協等検査〕</p> <p>○検査計画の策定及び効率的な検査の実施</p>	<p>○年間検査計画の作成及び検査命令に基づく検査計画の樹立（4月作成）</p> <p>○検査期間中の効率的な検査資源の活用</p>	<p>○限られた人員の効率かつ効果的な活用を前提に、被検査団体の経営の健全性及び事業運営上の課題等を整理し計画を策定する。</p> <p>○限られた検査実施期間を効率的に活用するため、検査職員の検査技術の向上を図る。</p>	<p>○農協等検査については、4月に作成した年間の検査計画に基づき検査を実施</p> <p>○検査職員の検査技術向上を図るため、本省協同組合検査部主催の研修等に積極的に参加しつつ課内においてもOJTを実施</p>	総務部 検査課
<p>〔国営事業の適切な運営〕</p> <p>○農業農村整備事業等のコスト削減</p> <p>○国営土地改良事業における平成21年度の一般競争入札の割合を、金額ベースで90%以上とする。（随契含み）</p>	<p>○農業農村整備事業等コスト構造改善プログラムの着実な推進。</p> <p>○9千万円以上の局契工事はすべて一般競争入札で実施する。</p> <p>○2.5千万円以上の専決工事はすべて一般競争入札で実施する。</p> <p>○国債工事（ダム）のコスト縮</p>	<p>○H20～H24年度の5か年間で15%のコスト構造改善を達成するため、H21年度は6%のコスト縮減達成を目標とする。</p> <p>○局契工事については、地域の実情を考慮しつつ地域経済の活性化を図るため、早期発注に努める。</p> <p>○適正な発注規模を確保し、概算発注の積極的な実施により、事務処理の効率化を図り、早期発注に努める。</p> <p>○VE提案等を積極的に取り</p>	<p>○H20年度の総合コスト縮減額のとりまとめを行ったところ、全国の農業農村整備事業等の総合コスト縮減率は5.2%となった。</p> <p>○適用可能な9千万円以上の局契工事はすべて一般競争入札で実施</p> <p>○2.5千万円以上の専決工事はすべて一般競争入札で実施</p>	整備部 設計課